

第八十四回国会 大蔵委員会 議 録 第十三号

昭和五十三年三月十日(金曜日)委員長の指名で、次のおり小委員及び小委員長を選任した。

税制及び税の執行に関する小委員

池田 行彦君 小淵 恵三君
大石 千八君 後藤田正晴君
坂本三十次君 村上 茂利君
森 美秀君 保岡 興治君
大島 弘君 川口 大助君
只松 祐治君 貝沼 次郎君
宮地 正介君 高橋 高望君
荒木 宏君 永原 稔君

税制及び税の執行に関する小委員長

保岡 興治君

金融及び証券に関する小委員

愛知 和男君 宇野 宗佑君
大石 千八君 後藤田正晴君
坂本三十次君 高島 修君
野田 毅君 山崎武三郎君
川口 大助君 佐藤 楓樹君
平林 剛君 坂口 力君
宮地 正介君 永末 英一君
荒木 宏君 永原 稔君

金融及び証券に関する小委員長

野田 毅君

財政制度に関する小委員

愛知 和男君 小泉純一郎君
佐野 嘉吉君 高島 修君
林 大幹君 本名 武君
山崎武三郎君 山中 貞則君
伊藤 茂君 池端 清一君
塚田 庄平君 坂口 力君
宮地 正介君 永末 英一君
荒木 宏君 永原 稔君

財政制度に関する小委員長

小泉純一郎君

金融機関の週休二日制に関する小委員

金融機関の週休二日制に関する小委員長

綿貫 民輔君

昭和五十三年三月十五日(水曜日)
午前十時七分開議

出席委員

委員長 大村 襄治君
理事 小泉純一郎君 野田 毅君
理事 保岡 興治君 綿貫 民輔君
理事 佐藤 楓樹君 庄平君
理事 坂口 力君 永末 英一君
理事 愛知 和男君 池田 行彦君
理事 宇野 宗佑君 小淵 恵三君
理事 大石 千八君 北川 石松君
理事 後藤田正晴君 佐野 嘉吉君
理事 坂本三十次君 林 大幹君
理事 原田 憲君 本名 武君
理事 村上 茂利君 山中 貞則君
理事 伊藤 茂君 大島 弘君
理事 川口 大助君 只松 祐治君
理事 平林 剛君 山田 正介君
理事 貝沼 次郎君 宮地 正介君
理事 高橋 高望君 荒木 宏君
理事 永原 稔君

出席國務大臣

大蔵大臣 村山 達雄君

出席政府委員

委員外の出席者

大蔵政務次官	稲村 利幸君
大蔵大臣官房審議官	米里 恕君
大蔵省主計局次長	山口 光秀君
大蔵省主税局長	大倉 眞隆君
大蔵省銀行局長	徳田 博美君
大蔵省国際金融局長	且 弘昌君
国税庁長官	磯邊 律男君
国税庁直税部長	水口 昭君
議 員	山田 耻目君
内閣総理大臣官房参事官	赤松 良子君
総理府恩給局次長	小熊 鐵雄君
法務省民事局第二課長	乙部 二郎君
外務省アジア局南東アジア第二課長	谷野作太郎君
外務省経済局国際機関第二課長	大和田應朗君
大蔵大臣官房調査企画課長	大竹 宏繁君
労働省労働基準局補償課長	原 敏治君
大蔵委員会調査室長	葉林 勇樹君

同日 辞任

高島 修君

補欠選任

北川 石松君

北川 石松君 高島 修君

三月十日

昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案(内閣提出第三号)

同月十五日

租税特別措置法の一部を改正する法律案(山田耻目君外九名提出、衆法第五号)

同月九日

不公平税制の是正等に関する請願(後藤茂君紹介(第一八〇一号))

同外一件(田畑政一郎君紹介(第一八〇二号))

同(玉城榮二君紹介(第一八〇三号))

同(上田卓三君紹介(第一八〇四号))

同(玉城榮二君紹介(第一八〇五号))

同(河上民雄君紹介(第一八〇六号))

同外十二件(下平正一君紹介(第一八〇七号))

石油税新設に関する請願(丹羽久章君紹介(第一八〇四号))

同(原健三郎君紹介(第一八〇五号))

同(井出一太郎君紹介(第一八〇六号))

同(砂田重民君紹介(第一八〇七号))

同(石井一君紹介(第一八〇八号))

同(阿部文男君紹介(第一八〇九号))

同(伊藤宗一郎君紹介(第一八一〇号))

同(川田正則君紹介(第一八一〇号))

同(久保田次君紹介(第一八一〇号))

同(田中六助君紹介(第一八一〇号))

同(地崎宇三君紹介(第一八一〇号))

同(中山正輝君紹介(第一八一〇号))

同(藤井勝志君紹介(第一八一〇号))

同(本名武君紹介(第一八一〇号))

事業主報酬制度の恒久化及び簡素合理化に関する請願(中野四郎君紹介(第一八一五号))

身体障害者使用自動車の揮発油税免稅等に関する請願(山本政弘君紹介)(第一九四九号) 同月十四日

不公平税制の是正等に関する請願(浦井洋君紹介)(第一九六四号)

同(千葉千代世君紹介)(第二〇四六号) 石油税新設に関する請願(増岡博之君紹介)(第一九六五号)

身体障害者使用自動車の揮発油税免稅等に関する請願(和田耕作君紹介)(第二〇七六号) は本委員会に付託された。

三月十三日

税制改正に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三の二の二東京商工会議所会頭永野重雄)(第一二六号)

事業主報酬制度の恒久化及び簡素合理化に関する陳情書外一件(佐賀市松原一の二の三五佐賀県青色申告会連合会長香月義人外一名)(第一二七号)

公共用地買収に係る所得税軽減措置拡充に関する陳情書外一件(中国五県議會正副議長會議代表山口県議會議長吹田悦外十五名)(第一二八号)

所得税の非課税限度額引き上げに関する陳情書(北本市議會議長松崎操)(第一二九号)

一般消費税の新設反対に関する陳情書(福岡県議會議長早麻清蔵)(第一三〇号)

石油税の新設反対に関する陳情書(東京都中央区銀座三の一の二〇全国石油商業組合連合会長笹野好男外二名)(第一三二号)

清酒政策の確立及び清酒の減税に関する陳情書(熊本市城東町五の三熊本県酒造組合連合会吉村浩平外一名)(第一三三二号)

貸金業の規制強化に関する陳情書外二件(十都道府県議會議長代表大阪府議會議長青木志郎外十八名)(第一三三三号)

塩専売制度存続に関する陳情書(東京都中央区日本橋小網町五の四全国塩元売協會長代行阿部

正二外四名)(第一三四号)

支那事變賠償金國庫債券の償還に関する陳情書(大阪市旭区清水三の三〇の二日本中正会本部總代小野種雄)(第一三五号)

米軍基地跡地の利用に関する陳情書外一件(関東一都九府議會議長會常任幹事東京都議會議長河野一郎外十九名)(第一三六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(山田趾目君外九名提出、衆法第五号)

租税特別措置法及び國稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

石油税法案(内閣提出第一八号)

○大村委員長 これより會議を開きます。

本日付託になりました山田趾目君外九名提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。山田趾目君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山田(趾)議員 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま提案されました租税特別措置法の一部を改正する法律案につき、提案理由及びその概要を御説明いたします。

政府が今回実施しようとしている税制改正の内容は、勤労国民の期待を大きく裏切るものと言わねばなりません。

日本経済は三年余にわたる戦後最長の不況に陥り、いまもって回復の展望を見出せない状況にあります。そのため、国民生活は倒産、失業、イン

フレ物価高の中で深刻な危機を迎えております。

今日の事態は大企業、独占資本中心の経済発展の矛盾の累積によるものであり、富と所得の格差の拡大、寡占、独占体制の強化、二十兆円に及ぶ需給ギャップの存在など構造的要因によってもたらされたものであります。その上に、政府・自民党が大企業優先の景気対策を採用し続け、賃上げの抑制、公共料金の引き上げ、所得税減税の圧縮、社会保障支出の抑制等によって個人消費の停滞を引き起こした政策の失敗によって不況が激化したことは明らかであります。一方、国内需要の停滞は輸出の増大となり、經常収支も百億ドルの黒字が見込まれ、海外からの厳しい批判を浴びております。いまやわが国の経済政策は国内外両面にわたる転換が必要であります。

このような状況の中で、日本の財政にとって今日最も重要なことは、高度成長時代の体質と構造を改めて、新しい経済環境に対応した福祉優先型に改めることであり、その内容と目標を計画的に国民に示すことでなければなりません。今日、財政の側からの景気回復と雇用対策は緊急に必要であり、景気政策の名目下で財政膨張を進めることは、今後の財政に重大な問題を残すこととなります。以上のような財政改革とあわせて税制改革が必要となりますが、そのような徹底した財政改革と不公平税制は正こそが、国民の財政への信頼をもたらし得るものであります。したがって当面の税制改革、租税政策の中では不公平税制の是正と企業課税の適正化の問題が重要な問題となってくるのであります。

しかしながら、政府の来年度税制改正案においては、来るべき低成長の時代に向けての税制の抜本的改革の視点が全く欠落をしております。土地税制の骨格改組の問題一つを取り上げてみます。国民生活擁護の観点から、きわめて重大な問題を含んでいると言わなければなりません。土地重課税緩和の理由として宅地供給をふやすためと主張されておりますが、これは全くの詭弁だ

と言わねばなりません。一体現在の土地重課税が宅地供給を阻害しているという客観的データがどこにあるのでしょうか、どこにもないはずであります。むしろ、現在の土地重課税は投機的な取引を防止する上で効果を上げており、その必要性はなお後退してはいないと言えます。

土地税制といえ、かつて宅地供給の促進を理由に土地譲渡税の軽減が行われたことがありますが、その結果は、地価はかえって上昇、地主だけが太ったという苦い経験があることを忘れてはなりません。地価は一応落ちついたと言っても、まだその水準は西独の二十倍であり、住宅、都市問題解決の最大の障害となっております。しかもこのところ、地価は反騰の気配を示し始めており、税制の緩和はこれに拍車をかけるおそれがあります。

結局、今回の土地重課税の緩和は、名分は宅地供給の促進を図るということではありますが、本来のねらいは、土地を大量に買い占めて金利負担にあえいでいる企業の露骨な救済にあることは明らかであり、これにより、土地の投機と価格上昇が再現する危険が大きい以上、この改悪は絶対に容認できないということを表明しておきます。

また、政府案においては、企業関係の特別措置の廃止、整理もきわめて不十分であり、主なものとしては公害防止準備金の廃止、価格変動準備金、海外投資等損失準備金の引き下げ等が挙げられていく程度であります。

われわれがこれまで一貫して主張してきた、利子配当の総合課税や、交際費課税の是正などは見送られております。このほか、企業優遇税制として批判の強い法人の配当課税率や受け取り配当の益金不算入などの廃止問題などは全く取り上げられておりません。また、貸倒引当金、退職給付引当金を初めとする各種引当金の是正も含まれておりません。

特に、過日、三訂された財政収支試算は、特別国債から脱却するための具体的な税制改革案を何ら提示しないままに国民に巨額の増税を求めるも

のであり、しかも政府の不公平税制の認識は一面的であり、日本の税制を根本から問い直すという姿勢は見られません。経済政策の転換を求められている今日、財政政策、その軸をなす税制も同様に再検討すべきであります。そのためには、百項目を超える多数の減免税措置を根本から洗い直すことがまず必要であります。

わが党は、インフレと不況の中で、深刻な事態に置かれている財政を立て直し、インフレと不況の結果生じた国民生活の被害を救済し、税の公平を実現し、富の再分配を行うため、まず、インフレによる税負担の不均衡を是正し、低所得層中心に救済措置をとること。さらに、大法人課税の改革、租税特別措置の廃止、資産課税の強化により、大企業、高所得層への課税強化を行って税収を確保することを税制改正の基本方針に据えておりますが、今回の政府の税制改正案では、不公平は拡大しても、その縮小、是正は行われず、勤労国民のための税制改革と言うことはできません。これが、本法案提出の理由であります。

それでは、租税特別措置法の一部を改正する法律案の主な項目について申し上げます。この法律案は、現在三大不公平税制と称されている利子配当課税の特例、社会保険診療報酬課税の特例及び個人の土地譲渡所得課税の特例のすべてについて徹底的な是正を行うとともに、大企業と中小企業の税負担に大きな差をつけている支払い配当課税制度を廃止する等の改正を行おうとするものであります。

まず第一に、利子配当課税であります。現行の源泉分離課税制度、確定申告不要制度等は、資産所得優遇の最たるものであり、所得本来の姿である総合課税の原則に反するものでありますから、これを廃止することといたしております。

第二に、医師の社会保険診療報酬課税の特例につきましても、国民各層からの、この制度の是正を求める強く広範な声に押されて、政府税制調査会ですら、昭和四十九年十二月以来、具体案を示

して答申を続けてきたにもかかわらず、またもや政府は改正を見送っております。答申案は不完全なものでありますので、この際、税の不正を是正するために、社会保険診療報酬の課税の特例については、これを廃止することといたしております。

第三に、個人の土地譲渡所得課税につきましても、長期譲渡所得に対して一段と課税の強化を図ることといたしております。すなわち、短期譲渡所得に対する重課制度はこれを存続し、長期譲渡所得に対しては、譲渡益二千万円以上の部分については全額総合課税とすることといたしております。

第四に、現在、新築住宅の取得者については、住宅取得控除を初めとする税の軽減措置が講じられておりますが、中古住宅の需要が増加している現状にかんがみ、中古住宅の取得者についても住宅取得時の税負担の均衡を図る意味から、住宅取得控除を適用することといたしております。なお、あわせて家屋の増築についても、住宅取得控除を適用することといたしております。

第五に、法人の支払い配当課税制度につきましても、この特例が、当初の目的である法人の自己資本の充実に何ら貢献せず、いたずらに大企業の税負担を軽減する役割しか果たしていないことにかんがみ、この制度を全廃することといたしております。

第六に、交際費課税につきましても、社用支出の実情にかんがみ一層の強化を図ることとし、損金算入限度額の定額部分を三百万円に引き下げ、限度超過額の全額を損金不算入とすることといたしております。

第七に、現行の各種の準備金制度は、将来に予想される偶発的損失や危険に対応して多額の留保利潤を非課税のまま社内に蓄積しておく手段で、いわば将来の費用の繰り上げ計上であり、実際に将来の費用の発生する損失額を上回って過大計上される傾向が顕著となっております。したがって、実際の費用的支出を上回る計上分は、利潤の

免税もしくは国からの補助金の支出と同じ効果を待つことになっており、利益隠蔽であるとの批判もあり、制度の既得権化の問題が顕現化しており、弊害が目立ち始めています。そのうち、とりあえず、

特定鉄道工事償却準備金、原子力発電工事償却準備金、公害防止準備金、電子計算機買戻損失準備金、湯水準備金、違約損失補償準備金を廃止することとし、また、資本金一億円を超える法人の価格変動準備金、中小企業海外市場開拓準備金、海外投資等損失準備金、金属鉱業等鉱害防止準備金、特定ガス導管工事償却準備金、プログラム保証準備金、株式売買損失準備金、証券取引責任準備金、商品取引責任準備金、保険会社等の異常危険準備金、原子力損害賠償責任保険又は地震保険に係る異常危険準備金、探鉱準備金、海外探鉱準備金を廃止することといたしております。

第八に、技術等海外所得の特別控除や試験研究費の税額控除につきましても、大企業が独占的に利用している現状にかんがみ、資本金一億円を超える法人の技術等海外所得の特別控除、試験研究費の税額控除については廃止することといたしております。

第九に、公害防止事業者負担金の特別償却や特定設備等の特別償却についても、実質的には一定の政策目的の実現のため、減価償却費を過大に計上できることとするにより利潤を費用化して適用企業へ無利子の融資と同様の資金を調達する機能が顕著になってきている現状にかんがみ、公害防止事業者負担金の特別償却を廃止することとし、また、資本金一億円を超える法人の特定設備等の特別償却を廃止することといたしております。

第十に、長引く不況とインフレの中で、中小零細企業は深刻な状況に追い込まれております。このような状態の中で、中小零細企業の税負担を少しでも緩和するため、中小零細企業に対する不況期における法人税の延納の特例を設けることといたしております。

第十一は、政治の団体に對する政治献金についてであります。現在、政治団体に對する寄付金も一般寄付金として損金扱いとされておりますが、大企業の政治献金が以前から社会的問題となっており、状況にかんがみ、この種の寄付金の損金算入措置を廃止することといたしております。

以上が税制による所得再分配と社会的公正の是正を目的とした本法律案の主な内容であります。何とぞ御審議の上、御賛成賜りますようお願いいたします。(拍手)

○大村委員長 次に、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。高橋高望君。

○高橋委員 租税特別措置法の審議をすべき場でございますけれども、どうしてもこのところ問題になっておりますドル不安の問題について少しお伺いしてみたいと思います。アメリカが西ドイツとの間で、SDRで六億、実際は七億四千万ドルかと思いますが、その売却で市場買入れ資金を調達した、またスワップを従来の倍にした、さらにはIMFから五十億ドルを必要に応じて引き出す準備をする、こういうことで合意ができましたけれども、またそれによって、通貨当局を含め私たちの国では、何か円高が少し食い止まるのではないかと、これを期待したのですが、現実には、きのうはどうも円が二百三十三円まで高くなつてしまつた。私は、変動相場であるということから言えばこれはやむを得ない、一言で言えばそういうことでしょうけれども、実際には、もうある一流商社では先物に二百二十五円を採用し始めている。これは実際上の仕事でも、また特に心理上も非常に大きな不安にな

つてまいりましたし、この辺について、当局はどんなふうにお考えになっておられるのか。

特に私が申し上げたいのは、西ドイツとの間でアメリカがやりながら、われわれとの間、いわゆる円に対してはアメリカがこういう形をとってこないというこの辺について、当局はどのようにこの問題をとらえておられるのか、この辺をひとつお尋ねをいたしたいと思います。

○且政府委員 ただいま委員の御指摘になりましたように、アメリカ側が西独との間で取り決めました内容については、御指摘のとおりでございます。

従来と変わっておりますのは、単にスワップの枠をふやしたということだけでございせん、いま御指摘のありましたように、マルクを購入するために六億SDRを売却するというところでございまして、これは従来見られなかったことでございまして、したがって、この辺に非常に強い決意が秘められているというふうに思うわけでござい

ます。ただ、いま御指摘のありましたように、発表後、ドル安、日本で言いますと円高になったというところは御指摘のとおりでございます、その点はむしろ、発表前の期待が非常に大きかった、それに比べて内容がそれほどなかったというところで、その失望感のためにそういう現象があらわれたのだらうと思ひます。しかし、冷静に考えてみますと、この措置はかなり前向きな措置でありまして、アメリカのドル安対策の決意を披露したものであるということで、長期的に見ますと、これは高く評価されるのではないかと。したがって、この一時的な混乱を脱した後におきましては、かなり効果のある事象ではないかというふうに考えます。

それから第二点でございますが、西独とアメリカとの間でこういう取り決めが行われたけれども、日本とアメリカとの間にはそういうことがないのはどうかという御指摘でございますけれども、この西独との協議の過程におきまして、日本

も十分その協議を受けておったわけでござい

ます。そこで、西独とアメリカだけということはどういうことかと申しますと、たとえばニューヨーク市場におきまして、外為市場で取引のございす通貨別に見てみますと、ドイツマルクは約三割でございます。それから日本円は約五割程度でございまして、日本円は、上からの順序で申しますと、たしか七番目か八番目の通貨でございす。したがって、目的はドルを安定させることにございすから、一番よく効く通貨をもって介入すればその効果が一番よくあらわれるわけでございす。その通貨がドイツマルクでございす。したがって、そのドイツマルクで主として介入をしましてドル安を防止する、その効果は日本円を含むその他の通貨も均てんするわけでございすので、そういうことでこの取り決めが行われたわけでございまして、決して日本円を軽く見ておるとかそういうことではございせん。もちろんその発表に当たりまして、アメリカの財務当局も、日本円の介入のことについても触れておりますし、その御懸念のようなことは、かように考えております。

今後ともアメリカあるいは西独等とは緊密な連絡をとってまいりたい、かように考えております。

○高橋委員 ただいまの説明は理解させていたいただきます。そこで、このところのずっと一連の円高問題というのは、ごく初期のころと申しまして、その時代には、私たちの国の国際収支の大幅な黒字が原因であつた。当時でも私は実は、この委員会でも申し上げたかと思ひますが、ドルは身勝手だということを申したと思ひますが、いづれにしても、われわれの国の国際収支の大幅な黒字が原因であつたということは言えるかと思ひます。

しかし、このところの円高というのは、日本のこういう国際収支の黒字のみで考えることは

よつとできない、まさにドル自身の問題だろうと思ひます。ドル安であり、ドル不安だ。したがって、日本の問題であれば関係各方面で、たとえば内需の拡大を図るとか市場を開放するとかいうことでその対策を講じたり実行したりすることができると思ひますけれども、今度のようない事態になるとわれわれにはもうどうにもできない分野がある。一体政府御当局として、アメリカに対して過去こういう問題に対してどのような要請をしてこられたか、今日まで、このように行つてこられたかということについてひとつお答えをいただきたいと思います。

○且政府委員 ただいま御指摘の問題につきましては、円高の問題は去年の秋から特に顕著でございすけれども、その一つは、御指摘のようない日本円高、ドル安のもう一つの大きな原因は、アメリカの大きな赤字の問題であつたわけでございす。したがって、当初からわれわれといたしましては、日本の黒字を減らす対策はこういうふうにするということに申しますと、アメリカの赤字を減らすようにひとつアメリカ側も努力していただきたいということを、機会あるごとに申ししてきたわけでございす。ことしの初めにストラウスが参りましたときの日米の共同コミュニケの中にも、その交渉の過程におきまして、そういうものもその要求をしております。たしかあのコミュニケの中に、アメリカは三十日以内に石油法案を通すようにあらゆる努力をするという要求をしております。そういうわれわれの要求に対する一つの反応であつたわけでござい

ます。

いま御指摘のように、いまやまさに通貨の問題は、円高の問題ではなくてドル安の問題だということ、これは申しましたけれども、先ほど申しましたように、やはりその両方の問題ではないか。日本はもちろん非常に内需拡大の措置をとりま

けれども、しかし、まだその効果があらわれていないわけでございす。五十二年度の百億ドル程

度の黒字ということが、なおもう少しふえようというふうな情勢でございすので、事実をもつて日本の黒字減らしを進捗することが第一に必要でありまして、同時に、御指摘のようないドル安に対してアメリカの施策をしてもらうということが必要でございすので、今後ともアメリカに対しては強くそれらの対策について要求を続けてまいりたい、かように考えております。

○高橋委員 ドル安になった最大の原因は石油の備蓄にあると私は前にも申し上げたかと思ひますけれども、その時点において私は、余り政府が強くアメリカの石油備蓄に対して抗議をした、あるいは申し入れをしたということ、どうも寡聞にして聞かないのでございすけれども、私は、現実の問題として言えることは、もう一つは、アメリカは別にドル安になつても日本は余り困らないということがあると思ひます。私のアメリカ人の友達などに聞いても、われわれが為替の問題を考へることなんかよりははるかに関心も薄い、また逆に言えば、それほど敏感に考へない。ですから、アメリカがドル安になつて困る状態というものを私たちはつくり上げなければいけないし、また、そういう事情を向こうに知らせなければいけないと思ひます。

いま御当局の立場で、アメリカがドル安になつて困るというふうな事態を仮定されたとしたら、どういふ事態をお考えになっておられますか。

○且政府委員 ただいま御質問の点は、いろいろな面があるかと思ひます。

一つには、ドル安がさらに続きます場合には、その他の国、たとえば日本、ドイツのような国におきましては、円高、マルク高になるわけでございすから、それはデフレ効果を持つて経済の成長を阻む要素になるわけでございす。一方、ドル安になつてまいりますと、アメリカの輸入品の価格は上がつてくるわけでありますから、アメリカのインフレの懸念は強まってくるわけであります。その二つのグループのギャップがますます大きくなるわけでございすから、現在困つてい

いろいろの問題がますます大きく広がって行くという状態になるかと思ひます。それが第一点ではないかと思ひます。

それから第二には、ドル安になるということ、ドルに対する信託が薄れること、でございます。アメリカの金融の市場としての地位が落ちてくるということではなからうか、かように考えております。たとえば、例で申しますと、一昨年は、アメリカの市場での起債が約百六億ドルぐらゐでございました。昨年、これは暦年でございまして、それが七十二億ドルに落ちておるわけでございます。一方、たとえば日本の市場を見てみますと、これは年度でございまして、五十一年度には円建て債はわずかに二億ドルぐらゐしか出なかつたのでございまして、恐らく十億ぐらゐ、二十億ドルぐらゐのマーケットになつておるわけでございます。こういうことから見ますと、この傾向はドイツマルクでも同じことでございます。アメリカの金融市場はそれだけ減り、ドイツ、日本が非常に飛躍的にふえたという現象がすでにあつておる。こういう状態が今後続きますれば、アメリカの金融センターとしての地位が下がってくるというのが第二ではないか、かように考えております。

それから第三は、先ほどもちよつと触れました、輸入によるインフレをアメリカが輸入をされるということではないか。

それから第四に、さらにドル安が続いてきますならば、石油の値段の引き上げという非常に大きな問題が起きてくるのではないか。これによる影響といふのは、アメリカだけではございませんで、日本はもちろんなその余波を受けるわけでございます。そういうようなものもその要素があるかと思ひます。

突然の御質問でございますので、ちよつと思ひつくだけを申し上げました。

○高橋委員 いま三つないし四つお挙げになられたのですけれども、私、そのいずれもそう急にア

メリカで起こるとはちよつと考えられない。逆に言えば、アメリカの方がそれだけの敏感な行動に出てこないというふうに私、思つてゐない。そうすると、こういう事態の中で円を防御しようと思ふ、どうしても当面日本がどうするかと、どうなるか、どうなるか、いままの挙げになつたようなことが即座に出てくればいいのですけれども、それが出てこないとなれば、日本の国の中で当面どうするかというのを、やはり考えなければいかぬ。この辺については、当局はどのようにお考えになられますか。

○且政府委員 五十三年度予算を提出しますときに、すでに日本政府としては、内需拡大によつて景気を刺激する、それによつて輸入をふやすという方針を決定したわけでございます。この方向で早急にできる限りの施策を講じていくのが第一であらうと思ひます。これが何と申しましても根本でありまして、そのために具体策を早急に立てる必要がある。しかも、立てるだけではございせん、早急に実施していく必要がある、かように考えております。

○高橋委員 私は、その内需拡大ばかりではなしに、当局としても少しお考えにならなければならぬことは、二つあるのじやないかと思ふのです。当面国として、為替管理をやはり強化しなければいけない。少なくとも投機要素だけは取り除かなければいけない。それが一つ。それからもう一つは、国の内外での金利の差がやはり流入に大きな影響がありますから、金利の問題も考えなければならぬ。いまおっしゃつた内需拡大を一つの条件として、他に考えたら、私は、やはり為替管理の問題を取り上げ、そして金利の引き下げ問題を考えなければならぬと思ひますけれども、この辺はいかがでございますか。

○且政府委員 金利の点につきましては、私の所管でございせんので別といたしまして、為替管理のことだけ申し上げさせていただきますが、御案内のとおり、日本の為替管理は、現状におきましても先進諸国に比べると非常に厳しいとい

批判が海外で非常に強いわけでございます。したがひまして、私もいたしましては、この三月にも一部その緩和をいたしました。さらに四月一日にはもう一段の為替管理の緩和をしたいという準備を進めておるところでございます。さらに一、二年後には、現在の為替管理体系全般を見直しまして、現在の原則禁止の方針から原則自由の方針に変えようという作業を現在進めつつあるところでございます。したがひまして、これ以上為替管理を強化するというにつきましては、私どもとしてはなお消極的でございます。

委員のおっしゃいますのは、非常事態であるから為替管理の強化を考へるべきではないかということであらうかと思ひますけれども、それにいたしましても、私もいたしましては消極的に考へざるを得ない。ただ、もしそういう措置をとりましますとすれば、これはあくまで非常事態に対する緊急避難的な措置であるといふことでありまして、そういう措置をとりましても、将来なるべく早くそれを解除するのが正しいのではないかと、かように考えております。

○高橋委員 私は、やはりいまの緊急避難的な対策では、またその為替政策がいつまでも長期的に効き目があるとは思ひません。確かにおっしゃるとおり、あくまでも緊急避難的なものですけれども、現実的には四月一日からまた為替はむしろ自由化の色彩が強まるわけでございます。いまの御予定では、そうすると、現実の段階では、何か現状とのずれがあるように思つてゐない。だから、緊急避難であることは百も承知の上で、この際、少なくとも投機的な意味を取り除くという立場に立つて、そういう意味での為替管理といふものを考へなければいけないのではないかと私は思ひますけれども、いかがでございますか。

○且政府委員 四月一日から私も考へておりますのは、むしろ日本から外に出ていく金の緩和でございます。いま委員の御指摘なのは、投機資金が外から入ってくる面でございますので、その辺の矛盾はございせん。ございせんが、そ

の入ってくる分についての為替管理の強化につきましては、お考えも十分わかるわけでございますけれども、われわれとしては、それを喜んでやるということにはなかなかならないのではないかと、いま御指摘のありましたように、根本的な施策ではあくまでないわけでございます。その根本的な施策を大幅に進めていただくということが、まず第一ではないか。もしやるとしまして、これは先ほど申し上げましたように、あくまで緊急避難的な措置にとどまるべきであつて、早急に廃止するということにすべきではないか、かように考へておるわけでございます。

○高橋委員 お言葉なんですけれども、私の理解では、日本から持ち出すやつはほとんど自由になつてゐるのじやないですか。今度の四月から自由化になるのは、むしろ外から入ってくるものに對しての自由にする度合いの方が高いのじやないですか。私の理解は違ひますか。

○且政府委員 実態的には、たとえば旅行者の海外持ち出しは一応自由化になつております。しかし、その手続面等でお規制がございまして、それを完全に自由にする。あるいは、これは限度がございまして、海外に出ますときに円札を持つていきますのは十万円となつておりますが、これを三百万円まで上げるといふようなことで、主としてこちらから金を持ち出すところの制限を緩和するといふことでございます。

○高橋委員 それでは、御説明をそのまま伺つておきます。

そこで、先ほどもちよつと御自分の所管外だとおっしゃつたのですけれども、金利の問題で、やはり国の内外の金利差が流入に對して大きな影響をもたらすと思ひますので、この辺銀行局長、お考えはいかがでございますか。

○徳田政府委員 いまの御指摘の金利の問題は、結局公定歩合の問題に関連してゐるわけでございます。公定歩合の問題は、日本銀行の所管事項でございますけれども、一般的に申し上げますと、

やはり内外金利差が現在の円高にどのように関連して行くかということでございますけれども、現在在はかなり投機的な要素も強いわけでございますが、公定歩合政策が円高に対しては直接的に効果を持ち得るかどうかについてはいろいろ問題もあるところでございます。しかしながら他面、公定歩合政策が内需を刺激いたしまして、それが円高対策としての効果を持つことを期待されるというところは考えられるわけでございます。

いずれにいたしましても、現在の経済情勢、雇用情勢等を踏まえて、日本銀行におきましてどのような金融政策をとり得るかにについて検討しているところであると聞いております。

○高橋委員 私、やはり金利をこの際可及的速やかに思い切つて下げられる——とかくいままで金利の問題というのは、国内の設備投資を含めた刺激に使いたいというふうにお考えでしたけれども、ここまで参りますと、この問題をやはり円の問題に絡めて早期に御展開いただく必要があるんじゃないかと思ひます。お話しのように、もちろん日銀御当局の決断が最終的なことではございまいしょうけれども、どうかひとつそういう意味で、何か早く手を打っていただきたいという気がいたしてなりません。お願いを申し上げておきます。

そこで、きょうは日銀の方をお招きしてないのですが、私、日銀当局の介入の仕方というものにどうも何かもう少し思い切つてというか、平たい言葉で言うと、腰を据えてやらなければいけないんじゃないかなと思ふことがあるのです。大体こういうふうな為替が乱高下したときには、たしかランブイエでしたかの先進国会議でアメリカが、介入するということは認めているはずでございます。台意されていると思ふのです。それであれば、もっと腰を据えてしつかりとした手の打ち方をしないと、ふらふらした状態を取り組むと、むしろ相場不安定の要因にさせてしまう。こういう点で、介入というものをどんなふうにとつてこれからお考えになるのか、これは日銀御当局も大変むずかしいことかと思ひますけれども、かわつて概

略の方向だけでもお示しいただけるとありがたいのですが……。

○且政府委員 介入の点につきましては、恐らく委員がそういう御印象を受けられましたのは、新聞記事等によるものであらうかと存じますが、もちろんいつどの程度介入したかということは発表いたしておけません。したがって、私どもは当然それを知っておりませんが、新聞の報道などを見ますと、われわれが介入した日にきょうは介入しなかったというふうに出ておりました、あるいはその数字につきまして格段の差があつたりするわけでございますが、新聞報道だけで御判断いただくとは非常にミスリーディングではないかというふうに考えます。

他方、私どもとしては、十分腰を据えて介入しておるといふふうに思つておりますし、また海外では、日本の通貨当局は介入し過ぎる、円の価値をある点にベッグしようとしておるのではないかという批判も強いぐらいでございます。もちろん私どもは、円の価値をベッグするという意図はございませんで、乱高下に対して対処する、これがランブイエ等の合意でございますから、それに沿つた線で介入をいたしておりますけれども、むしろ海外では非常にそういう批判が強かつたし、現在でも強いわけでございます。

したがって、通貨当局の介入が及び腰であるというところはわれわれは全然考えておりませんので、今後とももし介入が必要であるということでありましたら、腰を据えて介入するつもりでございます。

○高橋委員 おつしやるのとおり、私たちとしては新聞による報道きり情勢をつかまえることができませんで、逆に言えばこれはお任せになるのじゃないかと思ひますけれども、どうかひとつ少なくともそういう印象を与えるということがわれわれにもあるということをお配慮になつておいていただきたいと思います。

分のところの通貨で対外取引をやっておるわけですね。大平幹事長がどこかの席でおつしやつたように、輪転機を回してお札をつくつてしまつたわけですから、そういう金で対外取引をやつておるところと、われわれのように対外取引の八〇％を外国の貨幣でやつておる、こういう違いの中で、政府としてやはりどうしてもここで為替市場の安定というのを考えていただかなければ困るし、特に先ほど来申し上げておるように、外国為替管理法というものを適切に発動させて不安定要素を取り除いていただきたい、こう思ふのですが、大臣、この辺の御見解いかがでございますか。

○村山國務大臣 やはり長期的に見る場合と非常に短期的に物を見る、二つの問題があると思ふわけでございます。

長期的に考えますれば、為替相場というものには恐らく国際収支が決定的な要因でございまいしょうし、現況を見ますと、いま産油国にどんな黒字がたまつて、そのためにほかの全世界がすべて赤字である、特に先進国はおしなべて赤字でございますが、その中で日本とドイツが黒字で、アメリカが非常に大きな赤字を出している、そこに非常に大きな問題があるわけでございます。少なくともいまのような産油国に黒字のたまるときには、やはり日本もドイツも自分の貢献をすべきではないか、こういう主張が一方にあるものと思つておるわけでございます。したがつて、經常収支が百億ドルを超えたとかなんとかいうところが問題になり、向こうのアメリカの方は非常に赤字になつておるわけでございますから、これは単なる両国だけのためではなくて、グローバルに考えましても、やはりある程度均衡を保つていくというところは、日本にとつてもアメリカにとつても大事である、この点の認識はほとんど一致しているんじゃないかと思つておるわけでございます。そのための方法としてわが国が講じておりますのは、何と申しましても内需の拡大が第一だ、それから第二は、この前発表いたしました緊急の対外政策、何項目かありましたが、こういうことを着実に推進していくことであらうと思ふわけでございます。

しかし、短期的な面では考えますと、特にいまは為替市場が非常にセンシティブになつておりますから、その意味で季節的な乱高下がある程度介入して抑えるという点につきましては、これまた国際的な合意を見ているわけでございます。日銀が介入し、またアメリカも、日本ほどじゃありませんけれども、それなりにやつておるわけでございます。

評価の違いは、アメリカの方はどつちかというところ、さつき言つた長期的な視点の方が少し強いんじゃないか、それで、いまの短期的なものを乱高下と見るか見ないかというあたりが少し違つておるのじゃないかと思ふわけでございます。この介入の問題に関連いたしまして、日本も、今度アメリカと西独がおとといあのような取り決めをするということにつきましては、アメリカ側から十分連絡をもらつておるところであるわけでございます。

そういうことを考えますと、私たちは、やはり長期的な問題と短期的な問題、これを分けて考えようと思ふ必要があらう、こう思つておるわけでございます。

先ほど高橋さんがお触れになりました金利の問題、これはどちらかといへば長期的に考えるべき問題であつて、内需の拡大であるとかあるいは企業の収支をよくすることにしまして、雇用の維持拡大に努めるといふ、そつちの方にむしろ重点がある。短期的にはもちろんそれなりのメリツトがございまして、やはりこちらの金利が安くなるわけでございますから、資本の流出を促す、それが円高傾向に緩和材料になるということはあるまいしょうけれども、どちらかといつたらやはり長期的視点で考えるべきであらうと思ふわけでございます。

為替の自由化という方向も長期的観点でございまして、先ほど申しましたいまの短期資金の流入を規制するというのはあくまでも短期的な問題で

はないか。これも必要に応じてやらなければならぬかもしれないけれども、あくまでも緊急避難的な問題である。

要するに問題の基本は、為替相場は変動為替相場のもとでありまして、国際収支によって決まるわけでありまして、そして、国際収支の対外的な均衡という問題はやはりグローバルに、そして長期的に考えなければならぬ。しかし、短期的な問題はまた短期的な問題として処理していかなくてはならぬ。そこが非常にむずかしいところだと承知していただきたいと思います。

高橋さん、きょういろいろ御意見述べていただきました。非常に参考になりました。今後そういう点を十分踏まえて、過ちなきを期してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○高橋委員 大臣、この問題の締めとして、大変むずかしいお尋ねになるうかと思えますけれども、お差し支えのない程度で御答弁いただきたいのは、この円高の見通し、今後どんなふうにお考えになっていらっしゃるのか。どうぞひとつお差し支えのない程度でお願いしたいと思っております。

○村山国務大臣 通貨当局者が身近な円高な円の相場について云々することはタブーでございます。これは申し上げられぬわけでございますけれども、一般的に言われておりますのは、やはりいま全面的なドル安じゃないか、だから、ドルの方で何らかの対策を講じてもらわなくてはいかぬのじゃないかというものが、恐らくOECDでは共通であらうと思うわけでございます。それから、ごく最近のことを申し上げますと、おとこの米穀が結ばれる前は急にドル高になったわけでございますが、発表したら急にまた逆になった。やはりこれは期待感とそれから実際にとった措置との差が出てくる。それぐらいいま外資というものは非常にセンシティブになっておるなという感じがいたすわけでございます。

したがって、ごく短期の見通しで申し上げますと、なかなか一概に申し上げられない。つまり、それ

これらの通貨当局のそれぞれのとる施策とそれから外資との関係、しかも投機的なものが相当入っているわけでございます。しかし、長期的に見まえば、これは当然のことでございますが、上がったものは将来は下がる、下がったものは将来上がる。それは一体どれぐらいの期間を要するのにか。ある人は一年と言ひ、ある人は一年半と、こういうことを言うわけでございますが、長期的にはもう間違いないわけでございますが、ここの当分というのが一番むずかしいわけでございます。また、われわれ言うべき立場にないことを御理解いただきたいと思います。

○高橋委員 ありがとうございます。それでは、次の問題に移らしていただきます。五十三年度の予算案は衆議院を通過いたしました。現在の円高問題も起こって、政府の見通しとか、あえて申し上げますが、達成期待数値というものはその実現がますますむずかしくなってきたように私、思われます。

たとえば公共投資を重点にしようとおやりになるというのですが、私たちの立場からしてこれを全面的に否定するものでももちろんございせん。むしろいろいろな意味で立ちおくれている社会資本を充実させるために、公共投資を取り上げられたことは、私はそれなりの評価をしていいます。いかに思われるか。ところが、つい先日、私ある大手鉄鋼メーカーの私と同年輩の連中と話をしておりましたときに、公共投資をやったときに大体どれくらい鉄を使われるかという話をしました。そのときに彼らが言うのに、四十七年ごろの公共投資でございまして、仮に一億円の公共投資が行われると鉄は平均して百七トン使っていた、ところが昨年、五十二年度になりましたとこれが四十七トンになってきている、半分以下になつていて、これっきり基礎資材である鉄が使われてない。建築資材全体についてこういう傾向が言える。それじゃどこへその金が行っちゃったのだというになると、土地買収費を含めた直接

工事費以外のものに使われている。ですから、政府がお考えになる、公共投資をやることによって資材を購入する、在庫調整のきっかけをつかむ、在庫が少しなくなってくる、そして新たな生産活動として景気回復、こういうルートは、従来おはじきになっておられるような数値の積み重ねからではどうも出てこないように思われるわけですね。

現実にはこの鉄を考えてみても、確かに構造物の鉄材はかさか活況があるようです。しかしながら、薄板などはほとんど伸びていないし、むしろ自動車によってかろうじて支えられている。ですから、自動車産業が冷えたら、そのことを考えただけで慄然とするようだ、こういう情勢なんですね。どうしても先ほどからもおっしゃっていただければ、設備投資あるいはいわゆる消費刺激をしなればいけない。

そこで、予算案は通ったわけではございますけれども、こういう現状を踏まえて、公共投資に対してお考えを進めてこられたことに對して、何かお考えになる要素が出てきているように思われますけれども、いかがでございますか。

○大竹説明員 政府の基本的な政策の方針といたしましては、公共投資を重点的に拡大をいたしまして、経済全体を回復させていくということでございます。そのとおりでございます。

ただいま御指摘のように、公共投資の力が少し前に比べて弱くなつておるのではないかと御指摘でございますけれども、たしか新聞に鉄の原単位が減つておるといふことは出ておりましたので、私も拝見をいたしております。これはいろいろ技術的な進歩等もございまして、これはいろいろ投資は、鉄もその重要な資材の一つではございまして、その他セメントとか骨材とかいろいろ使うわけでもございまして、また、資材のみならず労務費等にもかなり使われるわけでございます。そういう総合的な力から見まして、やはり公共事業

の持つ力というものは政府の持つております政策手段の中では相当大きなものが期待できると思ひます。少し前に比べますと、その力が落ちておるのではないかとすることは、若干その乗数なども低くなつておるといふことはございまして、やはりその他の政策手段との比較におきましては、公共投資の力が強いといふことは事実であると思つておりますので、私もまたいたしましては、こうした政策を引き続き推進していくということが、現在の局面では最上の選択ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○高橋委員 私が申し上げますのは、お立場、お立場で、おやりになったことに自信を持っておられなければ困りますから、その点においては結構なことなんですけれども、現実の問題として、構造が違つてきているといふこと、だから、一事をすべてに押しはめてはいかぬかと思ひますけれども、鉄の消費といふことだけ考えてみれば、少なくとも倍の金額にしなければ四十七年度並みのことができない、こういう事態が来ているので、それに加えて何か別のことをしておかなければいけないのじゃないか、こう思うわけですね。

そこで、私たちの党の立場からいたしますと、この五十三年度の予算案というものは早晩見直しをする必要が出てくるのじゃないか。それが補正であれ、あるいは目標の修正であれ、何か見直しが必要になつてくるのじゃないか。早ければ六月にでもこういう時期が来るんじゃないかと思ひますので、この辺について、財政御当局としてのお立場をひとつお述べいただきたいし、また、あえてかたい言葉を使わせていただくならば、その政治責任といふのはどういふふうにとられようと思ひますのか、この辺もあわせて大臣からひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○村山国務大臣 いま五十三年度の予算は、御案内のように参議院の予算委員会にかかつておるわけでございます。そして政府の見通しによりまして、この総合施策、公共投資を中心とし、あるい

は住宅投資、設備投資にも若干配意いたしました。この施策を推進した場合には七割ぐらゐの成長はまず大丈夫である、こういう見通しに立っているわけでございます。

若干内容を申し上げますと、先ほど申しましたように、委員が、消費刺激あるいは公共投資の波及効果の問題、大分衰えているのではないかと、うお話がございましたが、確かにマクロ計算で最近のやつでは少し落ちてきているようにございます。しかし、減税の方も若干落ちておりまして、初年度はいままでは八割ぐらゐ違っておったというのが、計算によりまして、三割ないし四割ぐらゐだ、こういうことでございます。マクロ計算がどこまで当たるかわかりませんが、一般的常識として特に初年度においてはかなりの乗数効果が違、う、こういうこととございまして、今度の措置はこれだけのことをやるのは全く臨時異例でございますので、初年度が実は一番大事だ、という考えを持っていくわけでございます。

そういったこととございまして、いまのところわれわれはこれで七割は大丈夫だ、という見通しを持っておりまして、いまそれがだめの場合には六月どうするとか何とかいう考えは、いまのところ持っていないわけでございます。

しかし、一般論をいたしまして、予算が成立して執行していく場合には、何しろ経済の話でございますし、国際経済等の影響を受けるわけでございますから、果たして政府が見通しているものが達成できるかどうかというところは、もう絶えずウオツチしていかなければならぬことは当然だろうと思、うのでございます。一ころ一部から言われま、したように、手おくれになるとかにかいうことはもうないようには慎重な監視が必要であると思、います。達成できると思ひますけれども、絶えず注意を怠らず、必要に応じて、それぞれ一般会計の方でもあるいは財政投融资の方でも弾力条項はあるわけでございますから、適宜必要な手を打って、いく、かというところは、もう委員御指摘のとおりであ、ろう、かように考えておるわけでございます。

○高橋委員 わかりました。

それでは、投資税制について細部について一、二お伺いをしたいと思つております。

まず、投資減税で再三申し上げてまいりましたけれども、その規模とか額あるいは期限等々が、まことに粗末なもので、こう私は言いたい。特に投資減税に当たって特別償却分とダブらせないとい、うようなことになりまして、実態は額の上ではもう本当に少ないものになってきてまして、制度ができたといふことで価値があるといふたそんな程、度の感じにしか私には受け取れないのです。当面の設備投資刺激とか、あるいは再三申し上げる国、の中、長期的なビジョンの上に立つて再考するお、考えがないか、これをまずひとつ主税局長にお伺、いたしたいんでございます。

○大蔵政府委員 高橋委員が御持論として、投資税額控除をもっと積極的に活用すべきであるとい、う御主張をお持ちのことは十分承知をいたしてお、ります。

最近の厳しい情勢の中で、所得税減税もがまんしていただきたいという一方で、投資促進のため、に新しい措置をつくるということが妥当かどうか、という点は、税制調査会でもずいぶん時間をかけ、た白熱した御議論がございました。

税制調査会の中に、お名前を申し上げるわけに、まゐりませんけれども、高橋委員と全く同じ御主、張の方もいらしたわけでございます。しかし一方、で、答申からお読み取りいただけますように、非、常に消極論も強かったわけで、消極論は、答申に、ごく簡潔に書かれておりますけれども、やはり設、備投資が経済を引っ張る力というものは、これは、認めるけれども、税額控除で設備投資が出てくる、かというところに対して疑問をお持ちの方もかなり、多い。それから、全般に租税特別措置をできるだ、け縮減しようというときに、新しいものをまたつ、くるのはいかかであらうかという御反対もある。それらの非常に強い反対と、一部での非常な積極、論とをかみ合わせました結果が今回の答申になっ、ておるわけでございます。やはりできるだけ既

存の特別措置との重複を避けるべきであるし、ま、た、政策目的としては非常に臨時なものとして設、定をして、逆に臨時であるがゆえの効果、よく言、われまして、歯止め効果なりあるいは繰り上げ効果な、りをねらうといふことでは、全体の特別措置の整理合理化という流れの中であえてこれを認、めることもいいであらう、そのことによつて、政、府が民間設備投資が出来ることを期待してい、るのだという政府の考え方を示すといふことであ、るならば、あえて反対しないといふところに反対、論の方もおりてきてくださったわけでございます。し、て、やはり非常な紆余曲折を経た末の今回の提案、であるという点は、ぜひひとつ御理解いただきた、いと思ひます。

○高橋委員 私は持論として、局長十分御承知の、ように、租税特別措置がすべて不公平税制だと思、つてないのです。むしろこれは政策税制でござい、まして、肝心なことは、適宜改廃をする、その弾、力性のある運用というものが必要なことであつ、て、措置そのものを頭から否定する考えは毛頭な、いし、またそうであつてはいけないと思ひます。

これは私の意見でございますから、いろいろ御異、論もございましてよろけれども、そういった意味、で、やはり必要なものはむしろ強化してでもやら、なければいかぬし、また、既得権化して本當に意、味が薄れているものをいつまでも残しておくとい、うことも、これまた逆におかしいことで、この辺、の取捨選択を、いわゆる不公平税制といふことに、一般に言われている形で処理してはならないんじ、やないか、私はかように思つております。これは、私の意見でございますので、お聞きになっておい、ていただきたいと思ひます。

そこで、さらに細かく事務局にちよつとこの、場をかりてお尋ねしておきたいことがございま、す。それは、例のこの投資減税で、条文で申しま、すと、五十四年四月一日から五十四年三月三十一、日まで機械設備を取得し、取得後一年以内に事、業の用に供する場合に云々とございまして。これ、は、発注をするのが四月一日以後に発注いたしま

して、一年以内、極端に言えば来年の三月三十日、にこの機械が入ってくる、そして、事業の用に供、するのにさらに一年間をその期間として見てよい、かどうかといふことを、ちよつと事務的に御答弁、いたしたいと思ひます。

○大蔵政府委員 ただいまの御質問にお答えいた、します前に、租税特別措置の縮減合理化につきま、しての基本的な考え方は、別の機会にも再々申し、上げておりますが、私どもとしましては、租税特、別措置すべてを全部なくしてしまわなくてはいい、ないんだというふうには考えておりません。むしろ、高橋委員がおっしゃいましたように、これは政、策税制であつて、政策目的に応じて弾力的に改廃、をすべきものであるといふのを基本的な考え方と、して持つておるつもりでございます。

ただ、まさしくまたおっしゃいましたように、その既得権化、慢性化といふものを極力排除しな、くてはならない。そこで率直に申し上げますと、一度できましたものは、これをやめるのはなかなか大変なエネルギーを要するわけでございます。ま、た、ここ三年間かかっていますかなり縮減合理化の、実を上げたともどもは考えておりますけれども、やはりなかなかやめられないという頭があるもの、です。それから、新しくつくるときにも、非常に消極的、になるといふきらいがあるという点は認めざるを、得ないかと思ひます。しかし考え方として、ま、た、やはり政策目的に応じて、税制を使うことが、他の手段に比べていいという判断があれば、その、時点時点で弾力的に対応することに對しては憶病、であつてはならないであらうと思ひます。しかし全、体としては、やはり公平といふものを非常に強く、要請されておりますし、特別措置といふものは、政策目的を持つてつくりますれば、当然その特典、を受ける方は特典を受けない方に比べて優遇され、るという意味で不公平であることは間違いないわ、けでございます。政策目的を認める場合でも、そのフェーバーの度合いといふのは過去に比べれ、ば縮めていかなければならないといふことを基本、的に考えておるわけでございます。

そこで、ただいまの御質問でございますが、普通は特別償却のようなものを考えますときには、供用ベースで考へるのが普通の例でございます。

ただし、やはり機械設備でございますので、供用ベースという従来の原則で五十三年四月から五十四年三月までという期間にしたいと思ひます。間に合わないという面をちよつと心配いたしましたので、今回の制度としては、その期間に取得してしまへればよろしい、取得した後の供用までにはもう少しゆとりを持たせようという意味で、取得の期間を五十三年度末までとする、しかし実際に供用されるのはそれから一年以内でもよろしいと思ひますというように、若干緩めた規定にしているわけでございます。

○高橋委員　さらにお伺ひいたしますが、この事業の用に供するといふ「事業の用」ということで、普通機械等は、試運転あるいは試作をするといふことと生産活動とはおのずから別になります。ある程度の工場になれば、細かいことになりまされども、生産の伝票等々に記入されているときをもつて供用開始とするか、あるいは試運転の時期をもつてその用に供したか、この解釈で実は国税庁の方もいろいろとお考えがあるんでございますね。

私はこの際お願いなんです、これはとにかく試運転であろうと試作であろうと、動き出したときというふうにお考えいただいて、即生産というふうにお考えにならないようにしていただくという方がたいのすけれども、この辺、いかがでございますか。

○大倉政府委員　やや技術的になります、取得という言葉の解釈は、所有権が移転したときであるというふうにお考えしております、私どもの理解では通常、その試運転は実質所有権の移転より前に行われることの方が多いのではなからうか。つまり、試運転をしてみてパスして、それで検取されて所有権が移るといふことの方が多いのではないかと思ひますけれども、場合によりましては、所有権を移転した後でさらに試運転的な期間がある

つて、実際に生産に入るまでにそういうことが起こるということもあるかもしれません。しかし考え方としては、やはり取得というのは、所有権移転の時期であり、供用開始というのは、それが実際に事業の用に使われる時期であるというふうにと統一して扱うということになるのではないかと考えております。

○高橋委員　主税局長、十分御承知の上でそうおっしゃってくださると思うのですが、現実工場サイドになりますと、試運転といふのはいろいろあるのです。たとえば機械メーカーのところでは試運転に立ち会って持つてくる場合もありますし、それから、設置された場所で試運転する場合もあります。そうでなしに、試作品をつくるということがありまして、その時点で機械自体は一応稼働する、けれども、いわゆる量産といふか生産するまでにはまたある時間があるわけなんです。私はそこを申し上げておるので、これが一月や二月はすくあるわけなんです。そういう点でこの際、ここまで柔軟にお考えいただけるものなら、生産開始というふうにと割り切らないで、もう試作品でもつくったときに、とにかく工場の中で動き出した、そういう時点をとらえていただきたい。この辺、いかがでございますか。

○大倉政府委員　御質問の御趣旨はよく理解しておるつもりでございますが、これはまた冒頭におっしゃったことと若干関係が出てまいりますけれども、特別償却をするのか税額控除を受けるのかという一種の選択になっておりまして、特別償却ができる状態でございますまいとよくいかないわけでございます。特別償却をできるというのとは、先ほど申し上げたように供用開始という時点で押さえているわけでございます。したがって、実際に即して判断してもらふように国税庁には十分御意見の趣旨をお伝えいたしますけれども、やはり物の考え方の統一的な基準としましては、事業の用に供した時点である。だからあえて申し上げますれば、早く間に合うという意味でとにかく使つて、使つてゐる間いろいろなテストを

やるということであれば、それは使つたことになりましようけれども、その辺は実情に即するような処理ができるように国税庁にも十分御趣旨は伝えたいと思ひます。

○高橋委員　より専門的になりますので、この辺で打ち切らしていただきます。

今度廃止される項目の一つ、九十一項目中十一項目廃止されるわけでございますけれども、その中に、人身被害防止装置の特別償却並びに労働災害防止設備の特別償却がございます。これはたしかそれぞ年初年度四分の一だったかと思ひますが、これが廃止になっておる。私、これは労働省の方、あわててお呼びして恐縮だったのですけれども、災害がそれほど件数としても減つてないと思ひますし、またむしろ、労働災害自体は大型化している傾向にあると思ふのですね。こういう中で、この装置の四分の一の特別償却を廃止する。それで何うと、こういうものは事業所側が設置してあたりまえだから、あたりまえのものを特別償却する必要はない、そういう割り切りの方のようでございますが、それだったらもうずっと前からこんな制度つくりなさいといふので、ある効果が上がつてきたからやめるのなら私わかるのですけれども、そういう点でまず労働省の基準局の方、最近の労働災害の発生状況並びに労働保険の障害一時金、どの程度払つていらつしやるのか、この辺ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○原田委員　お答えいたします。

労働災害の発生状況は、昭和四十一年以降毎年百七十万人ぐらゐの死傷者が出ておりましたが、昭和五十年には順調に減りまして百十万人程度になりました。ところが、この五十一年、一番最近の統計でございますが、これで見ますと、総数において百十三万人というところで、若干減少の傾向にかげりが見えてきたといふような形になっております。しかも先生御指摘ございましたように、最近の新工法、新技術の導入等あるいは新原材料の採用などもございまして、災害が一般に大型化するとかあるいは重篤化するといふ危険性を

はらんできているように思つておりまして、樂觀を許さないといふふうに私も思つております。

補償の方の一時金の支払いの状況でございますが、災害の発生状況に應じてまして、補償の方の件数等もそれに対応してふえてきているといふような状況でございます。特に職業性疾病などが若干ふえてきている傾向にございまして、受給者の数といたしましては、五十一年で百十三万二千人が労働保険で支払われている新しい災害者数でございます。一時金の支給金額では、合計いたしまして五十一年に三千四百三十一億の支払い金額を出しております。

以上でございます。

○高橋委員　そんなに出ていて、またそんなにお金を払つてゐるのにこの制度をやめちゃう。しかも恐らくその意図は、企業側がこういうものは設置してあたりまえだからこの際やめるといふような、そういう割り切りの方でよいものかどうか、私、大変疑問があるのです。むしろそうであれば、こういう制度はよりよいにしていまして、そしてやらなかつた、あるいは事故を起こした事業所等に対して厳しく罰するといふ方向に行くのなら私わかるのですけれども、制度をやめちゃうといふことになつたら、私はむしろこれは本末転倒じゃないかと思ひますが、主税局長、これは御座止なされたのはどういふ事情でございませうか。

○大倉政府委員　率直に申し上げます、人身被害防止あるいは労働災害防止という政策目的そのものから見まして、こういう名前がついてゐる制度をやめるとは何事か、こういうおしかりを受けるような性質の問題なんでございまして、具体的にどういふものを対象にしているかといふと、やや時間をいただいて恐縮でございますが申し上げますと、人身被害防止設備の方は、建物の消火装置のいわゆるスプリンクラーでございますね、それから、石油コンビナートの防災設備で、これは油が流れ出るのを防止するための土手、防止堤でございます。あるいは消火用の屋外給水装置、ま

あスプリンクラが外へついているようなものでございしますが、それから、あるいは石油等の場合の非常用の冷却散水装置というものを特定して指定しているわけでございます。これらはいずれも、関係法令によりまして設置が義務づけられておりまして、非常にきつい立場で申しますと、法令上設置を義務づけられているものに特別償却を認める必要はないかという議論も確かにございしますが、あえてこれを特別償却の対象に取り上げましたのは、たとえばスプリンクラで申しますと、これは既存の建物にもつけないくちやいかぬ。しかもそれが直ちに収益につながるものではない。また早くつけさせようという意味で特別償却という政策手段を使おう、そういう趣旨でございします。その意味で申せば、法令上設置の期間がございしますし、猶予期間もございしますが、猶予期間内にかく設置をした人に特典を与えるというのが限度であらうというふうに私もは考へるわけでございます。今制度として廃止いたしましたけれども、ただいま申し上げました個別の設備につきましては、それぞれの猶予期間まではなお経過的に残しておきます。しかし、猶予期間を過ぎてもまだ設置しなかった、怒られてつくったという人にも特別償却というものを認める必要はないではないかというふうに私も考へるわけでございます。

その意味で申しますと、労働災害防止設備も、あらゆる設備がすべて労働災害防止につながるというわけではございませんで、特定してございすのは、粉じんと有害ガスの局所排出処理装置でございます。しかもこれをつくりましてからすでに十数年たっております。これを設置しない場合の罰則もあるような問題でございまして、やはり十年たてばその新しくつくるといふことに対する恩典というものはもう廃止してしかるべきではないかというふうに私も考へては考えているわけ、ぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○高橋委員 きょうは時間のアレンジを私、少し間違えまして、外務省の方々にお願いしていた

のにお尋ねする時間がなくなりました。おわびいたします。また別の機会にお願いすることとして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○大村委員長 只松祐治君。

○只松委員 本年は残念ながら、所得税法に關して一銭の減税も、あるいは税法の改正もなされません。きょうは租税特別措置法に対する議題でございしますが、私はしたがいて、主として所得税を中心とした問題について質疑、討論を行つてみたいと思ひます。

まず最初に、そういう観点から去年私が、男性の社会と言われておりますけれども、その中にいてなおかつ男性が差別された税法があるということ、男やもめという問題を取り上げました。本年からできるだけ実施をするというお答えをいただきましたが、そういうことで税法に一つも手をつけな、こういうことで実施がされませんでした。なぜしなかったか、それから、ことしなれば来年は必ず実施するということをお約束になるかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○大倉政府委員 本件につきまして、昨年只松委員から御質問、御指摘がございまして、そのときに私も私どもとしても、前向きの方で検討するということ、所得税法に關しては、所得税法改正の機会を得るまでに結論を出したいと考えております。ということをお答えいたしましたわけでございます。

税制調査会に對しましては昨年の六月に、いわゆる国会報告というときに御指摘の御意見を税調にお伝えいたしました。さらにまた、十一月にも一度税制改正についての各方面からの要望、御指摘というものをまとめました機会に、再度本件もお示しをいたしたわけでございますが、その時期以後、税制調査会は具体的な御議論としましては、五十三年度の税制改正に議論が移りまして、所得税問題が一番大きな問題として最初に取り上げられたわけでございますが、よく御承知のよう

に、五十三年度は税制調査会としては所得税の減税をがまんしていただくという結論になり、所得税の改正をしないということになりました。ですから、この問題をさらに突っ込んで議論をいただくという機会がないままに五十三年度改正が具体化されました。

私どもとしては今後、前回お答えをいたしましたのと同じ気持ちで引き続き税制調査会にお諮りをしてまいりまして、適当な結論を次回の所得税法改正の機会までに得たいというふうに考えております。

○只松委員 ひとつ来年はぜひ実現できるような、大臣、お答えはいただきますが、ひとつ大臣の方でも記憶にとどめていただきたいと思います。

それから昨年私が指摘いたしました問題、幾つかあるわけですが、タックスヘイブンなんか立法化をしていただきました。感謝をいたしておりますが、いま一つ私は、所得税法の中で非常な矛盾点として、法人税法にも所得税法にも本法には告示義務というのがあるわけでございますが、所得税法の場合にはこれが大蔵省令にゆだねられて、そして告示されない。こういうことがロッキード問題等の守秘義務というようにことで逃げられて、今日ロッキード問題が明らかにならない。時間があれば本当は私は、ロッキード問題がきょうで期限切れになるわけでございますか、なぜこういうものを追徴の対象としないか、そういうことも論戦したいのですが、きょうは時間がございせんからその問題は避けます。

しかし、そういうものも二百三十三条の問題が関連しておることは事実であらうかと思ひます。したがっていまこの問題については私は、これこそまた時間があれば別な機会に徹底的に税小等で論議したいと思ひますが、何とか前向きにこの問題を取り組んでいただきたい。大蔵省側はこの問題につきましては、なかなかガードは固いわけでございますが、ひとつぜひ前向きに御検討を、重ねて要望いたします。当局の御見解を聞

かしてくださいます。

○大倉政府委員 この問題もかねてから、何度か只松委員から御指摘を受けているわけでございますが、御指摘の御趣旨は、所得税法、法人税法それぞれに申告書を公示すべき人という規定がある、その手続を大蔵省令にゆだねておる、大蔵省令にゆだねた段階で、法人税法の方は修正申告分も公示されるようになっておるが、所得税の方は翌年の三月末までの修正申告分を公示するようになっておる、それ以後の修正申告分は公示にならない、そこに矛盾があるではないか、こういう御指摘でございます。

そのときにお答えいたしましたように、私どもとしましては、この規定は、一般の公務員に對して、税務当局に對して特に加重された守秘義務を課しておるが、法令上この部分は特に守秘義務を解除するという規定になっておる、その守秘義務を解除した限りに對して、それをいつの時期にどういう場所に公示するかというこの手続を大蔵省令にゆだねておるという規定と解しておると申し上げたわけでございますが、そのときに申し上げましたように、所得税の方は非常に多量に一時に出でまいりますので、それから、やはり限られた時期にこれを税務署に一括公示しますためには、どうしてもある時点までの申告なり修正というもので区切りをつけて公示するというところで、現在の制度ができておると考へておりました、実際の大量事務処理の観点からいたしますと、やはりいまのような公示方法にとどめるを得ないのではないかと依然として考へておりますけれども、せっかくの御指摘でございますので、なお部内でも研究はいたしてみたいと思ひます。

○只松委員 いま一つの理由として多量だからできないというふうなお話がありました。ちなみに、いま一千万円以上が公示されておるわけでございますが、昭和四十四年までは五百万円でございます。そのときが十六万五千件、四十五年になりまして一千万円になって、急速に七万八千件に減りました。順次漸増いたしました、五十年が十

九万件、昨年は十九万五千件、恐らくことしは約二十万件に達するだろう。一千万円がいいか、一千五百万円がいいか、二千万円がいいか、いろいろあります。インフレに反対している私たちとしては、軽々に限度額を上げるとは申しませんけれども、たとえばいまのような多量であるということ、かつて十万件が二十万件を超す、こういうことになってまいりましたから、仮にたとえば一千五百万円まで上げる、こういうことにすれば、私はこれはまた十万件ぐらゐに減るだろうと思う。そういうお考えがあるのかどうか。これは私たちの党の考えではありません。私見としてこの際一応お伺いしておきたいと思ひます。

○大倉政府委員 實際に公示の対象となります人員がここ数年相当ふえてきておるといふのは、御指摘のとおりでございます。現在のところ、申告なさる納税者の方の大体四割ぐらゐ、人数にしまして二十万人弱、御指摘のとおりでございます。この制度をつくりました当時の動きを見ておりますと、限度を決めました段階では大体一割そこそこの数字でございました。それが年を経たんだんとふえていく、ある時期を置きまして改定が行われておるといふ過程をたどつてきております。

ただこの問題は、いま御質問の中にもございまして、この金額を軽々に動かすべきでないという御主張もまたございまして、前回一千万円に改定いたしましたのは四十六年改正であつたかと思ひますが、それから大分時間がたつておりますという点も含めまして、これまた法律事項でございますから、この次に所得税法改正の機会がまいりますときには、この問題をどう考えるか、いろいろ違った角度からの御意見も踏まえながら私どもとしても検討いたしてみたいと思ひます。

○只松委員 数量の面からそういうことが言えるというの、実質上たとえばいま私たちが反対している社会保険診療報酬の問題に関連して、各県を見ますと、お医者さんが高額所得者としてたくさん名前が十指の中に出てきます。この法律を知

らないからだと思ふのです。これを法人税法の場合でも、私が三菱の問題等取り上げたときに、税理士さんでも知つておられる方は少なかつたわけですが、したがって、この法律があるということを知つてゐる方はなかなか少ない。お医者さんは恐らく全然知らないだろう。そのお医者さんが、この法律が存在するということを私は三、三の日に教えましたけれども、知つて、そして三月三十一日までなら公示される。しかし四月一日ならば公示されないわけですが、したがって、四月一日、一日だけの分の利子ぐらゐ大したことはありませんから、善意のものとしてこれを認めざるを得ない。これは一日や二日、悪意というわけにはいきません。そういったしますと、利子だけ払うという形にして四月一日以降ということになると、お医者さんが表面上高額所得者ということになると、全国のお医者さんが四月一日以降に出すとするならば、一挙にしてこれは国民の目からお医者さんが高額所得者ということは消せるわけですが、悪用しようと思へば、それが、私がちよつと触れましたロッキード問題等にも関連をしてくるといふのは、そういうことを言うわけなんです。ですから、お医者さんはそれほど悪意の人が少ないといふことで、この法がまだ生かされておるといふことです、あるわけでございますが、仮にそういうことで医師会が指令のもとに四月一日以降一斉に出せ、こういう指示でもしてやつた場合には、これは罰則を適用することもできないでしようし、どうすることもできない、こういうことになってくるわけでございます。したがって私はさき、金額の量もありませんけれども、こういう手段、方法を講ずる。まあ俗世間的に、これが高額所得者として発表されれば、寄付金や何か多数出さなければならぬ、町内の寄付や何か。したがって、そういうことのために四月一日以降修正申告をされている人も私は知つておるわけなんです。そうすると出ませんから、町内の寄付や何か多額に出す必要はない。しかし、これが出てまいりますと、やはり町内の寄付やら一人前に出さなければならぬ。出

さない、あれはけんぼうじやないか、高額所得者であるのけしからぬじやないか、これは当然出てまいります。したがって、知恵のある人は四月一日以降に出しておる人もあるわけなんです。

こういうことを考えますと、まじめにちゃんと申告している人は公示される、ところが、少し知恵を働かせる、あるいはもつと悪い意味の脱税をしておる、こういう人は、この守秘義務に守られて、またこの省令に守られて公示されない、こんな矛盾した、ある意味ではたまたま法律はないと思う。もしそういうことがあつて許されるならば、私はそういう関係団体に行つて、勵勵まではないたしませんけれども、よくお教えしようかと思つております。そういうことになれば、皆さん方が、国税当局やら主税当局はお困りになるのではないかと思ひます。みずからの首を絞める。もつと前向きに積極的に考える必要があると私は思ひますが、重ねてお伺ひいたしたい。

○大倉政府委員 ただいまの法律、省令の規定の趣旨は、先ほどお答えしたとおりでございます。

制度の趣旨からいたしますと、公示されました高額所得者のリストを一括して印刷して、ほかの用途に使われるというところは実は好ましいことではないわけでございます。この制度自身の持つ一つのデメリットであるのかもしれないとさえ考へますけれども、さらにまたそういうことが、いまの御質問によれば、寄付を求められるとかあるいはいろいろな物品の売り込みやら来てうるさくしてしようがないとかといふこともありましようけれども、四月一日以後の修正申告分は公示されるが、四月一日以後の修正申告分は公示されないといふことによつて、意図的に三月三十一日までの申告を低くしておいて、後刻修正申告という形で適正な方へ戻していくということが目に余るようなことになりまうならば、やはりそれはこの制度全体をもう一遍根元から考え直してみないといけないのだらうと思ひます。しかし、常識的に申しますと、一千万円すれすれのところでは場合

によつてはそういうことがあるかもしれないが、たとえば五千万円の所得の方がとりあえず九百万円で申告しておいて、四月一日になったら五千万円に直しましたといふことは、おやりになればすぐわかることでございますから、それは、そういう事態が果たして出てくるかどうかを十分にらみながら、この制度本来の趣旨に戻つて検討してみたいと思ひます。

○只松委員 私は、次の問題に移りますので、これ以上この問題は追及しませんけれども、ぜひひとつそういうふうな——いま悪い者だけがよく眠るのがこの法律でございます。したがって、善意の人がこれを知らないからそういうことですから、これを善意の者がこういうふうな知つてくれれば、いろいろ活用をしてくる、こういうことにならと思ひます。ぜひひとつ改めて前向きに御検討をお願いしたいと思ひます。

次に私は、きようは本問題として女性の税金問題を主として取り上げてみたいと思ふのです。申し上げるまでもなく、憲法上男女は完全な平等が明記されております。そういうことだけじゃなくて、いま女性の高学歴化といふものが進んでおります。女子でも高校進学率九四・〇、短大二〇・七、大学一二・六、こういう状況でございます。また、就業者数も非常にふえて、結婚後も就業しておる。男子の三千三百万人に対して女子が約二千万人、男子六二・〇、女子が約三八・〇、四〇%近くになってきておる。

こういうことになってまいりますと、いろいろな社会的な変化といふものが出てきておるわけでございます。近ごろでは、婦人の目もつくろうかと、まあ三月三日がいいか、四月十日がいいかと、いろいろ論議をされております。こういう中におきまして、民法上もまだいろいろありますけれども、税法上いろいろおくれた面があると私は思ふわけでございます。

そういう中におきまして、所得税における配偶者控除といふものを見てみますと、ことしは二十九万円ですが、これは基礎控除、扶養控除が全く

同じく二十九万円と同額になっております。一
体、二十九万円と言えども二・四万円ござい
ますが、これは何を基準として——いわゆる家庭
の補助的な手伝いなりあるいは何なり、何を基準
として出されたか、この配偶者控除とは一
体何か。これは、時間がありまから、高邁な
御学説は結構でございますから、ひとつ簡明瞭
にお聞かせをいただきたいと思ひます。

○大倉政府委員 配偶者控除はいわゆる人的控除
の中の一つでございます。人的控除は現在、おっ
しゃいましたとおり、基礎控除、配偶者控除、扶
養控除、各人当たりそれぞれを同額という事に
規定されております。

これは沿革的には、只松委員よく御承知のよう
に、人的控除というものは最低生計費的なものと
して考へるという立場からいたしますと、一人世
帯に対して二人世帯は二倍かかるわけではない、
だんだんと人数がふえれば通減するという思想が
一つございまして、基礎控除に比べて扶養控除の
方が額が少ないという時期がございました。それ
に對しまして、所得を稼得することに對する妻の
貢献という別の角度からすれば、少なくとも配偶
者に對して認められる扶養控除というものは本人
の基礎控除と同額であるべきではないかという御
主張が国会でも何度か出されて、それを受け
まして昭和三十六年度の改正で、配偶者控除が基
礎控除と同額、扶養控除とは違つて基礎控除と同
じで高いんだという事になりました。さらにそ
の後四十九年度改正で、課税最低限にかなりのゆ
とりができてきたということでも、もはやその純粹
の生計費理論にこだわる必要はないではないか、
むしろ納税者にとつてわかりやすい方がいいとい
うことで、人的控除を全部同額にそろえるという改
正がなされて今日に至つております。

配偶者控除というものをのつくりましたゆえん
は、ただいま申し上げましたように、所得の稼得
に對する妻の貢献度を考慮し、これを基礎控除と
同額とするという思想に発足しておると私どもは
理解いたします。その金額の決め方は、これは絶

對に二十九万円ではなくてはならぬとか、二十八万
円ではおかしいとか、あるいは二十九万五千円で
なくてはならぬとかいう決め手のある問題ではご
ざいませんでしよう。やはり各種の人的控除と、
給与所得者の場合には給与所得控除を合せてまし
て構成されます課税最低限というものが、そのと
きの経済情勢なりあるいは財政事情なりあるいは
全体の負担の高さなりというものから見て妥当で
あるかどうかということで、決定づけられていく
ものではないかというふうに考へております。

○只松委員 だから、二十九万円にしたつて、理
論的な根拠がある絶対的なものではない。これを
ずつとせじ詰めていきますと、やはり男女同
權、二分二乗方式というものが税制理論上最後には
一番正しいというふうに私は思ふのです。ただ、
いままでの日本の税体系その他から見ても、社会党
はずつと前から主張はしてきておりますが、皆さ
ん方の方は一挙にできないという事でありますが、私
は、後で離婚問題その他男女の実態を論議いたし
ますけれども、やはり日本もやがて二分二乗方式
に移行していかなければ矛盾が出てくるのではない
か、男女の税法上の問題が解決できないのではな
いか。特に女子の就業者数が男女全く對等に
もなつてくれば、そういうふうになるだろうと思
うのですが、二分二乗方式をぜひ前向きで御検討
いただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○大倉政府委員 二分二乗方式を採用してはどう
かという御意見が非常に強く出た時期がございま
して、税制調査会でもかなり詳細な御検討を願
ひました。また、そのときに専門の學者の方にお願
ひしまして、二分二乗方式を採用している国、あ
るいはフランスのようにN分N乗方式を採用して
いる国に行つていただきまして、詳細な調べを願
つたわけでございますが、結論としては、ち
よつと申し上げておきますが、いまのお話とむ
しろ逆の方向になりまして、二分二乗方式を採用
してもなかなかうまくいかないのではないかと、や
はり独身者の場合の負担の求め方というような問

題がどうしても後からついて出てきてなかなかう
まくいかない、むしろ方向としてはいまの日本型
の方に戻つていこうかという議論すら出てきてお
るという報告がございましたので、一応税制調査会と
しては、現在の日本において二分二乗方式を直ち
に採用すべきであるという事情は認められないとい
う感じの結論が出ておるわけでございます。

○只松委員 そういふいきさつは知つております
が、男女平等という、後で離婚問題や何かのとき
論議してまいるとわかりますが、やはりそこに行
き着かなければ、こういう問題は解決しないと思
ひます。これはそのくらいにしておきます。

次に、出産費の問題につきましても、申し上げ
るまでもなく、すでに訴訟が提起されて争われて
おるわけでございますが、これも主税局、国税庁
は守りがたくなかなか認めない。ところが、
フランスあたりでは、産前手当というもののさえ認
めておるわけですね。日本じやなかなか認めない
わけですが、訴訟の内容や何かは結構でございます
が、これについての基本的なお考え方を、一口
で言えばこれも前向きに検討していただきたいと
私は思ひますが、いかがなつておりますか、お答
えをいただきたいと思ひます。

○水口政府委員 お答え申し上げます。

ただいまの出産費でございますが、先生御承知
のように、所得税法におきましては医療費控除が
あるわけでございます。その医療費の中に出産に
要する費用が含まれるということは、政令にもき
ちんと書いてございます。

そこで、たとえば健康保険とか共済組合とい
つたところから出産に關しまして、出産費あるいは
分娩費といったような名目で給付があるわけでご
ざいます。その場合に、医療費控除の対象となる
医療費の額を一体どういふふうに計算するか。わ
れわれ国税当局としたしましては、医療費という
ものは、実際に納税者が負担した医療費をもつて
計算すべきであるという思想のもとに、共済組合
等からそういった出産費が出た場合には、実
際に御本人が出産に要した費用からその出産費を

差し引きまして、實質的にふところから出た金額
をもつて控除する、こういうふうな解釈をいたし
ておるところは御承知のとおりでございます。

○只松委員 だから争われておるわけございま
すが、まあ一口で言えば、余り細かいことを言わ
ないで、見舞い金なら見舞い金として出た分は控
除する。私は前にちよつと言ひましたように、フ
ランスあたりは産前手当というふうなものも減税
の対象にしておるわけです。ところが日本では、
そういうふうに見舞い金か給付金かいろいろ議論
がありますけれども、それさえも十分認めない。
いわば出産手当というものを完全に認めておら
ない。したがつて、完全に認めたらどうですかとい
うことを私は言つておるわけです。いま訴訟にな
つておりますから、皆さん方としてはその訴訟の
前提を崩すようなことをなかなかここで答弁はな
さらないだらうと思ひます。しかし、少なくとも
私がいま言うように、そういう諸外国の事例等を
見れば、前向きに何らかの形で検討するといふこ
とくらいは答弁をしても一向訴訟關係で差し支え
ないと思ひます。ぜひそういうお答えをいただきたい
と思ひます。

○水口政府委員 制度の問題としてはいろいろな
考え方があろうと思ひますが、現行の税制の解
釈、運用といたしましては、この点については実
は国税当局においては、所得税について「申告書
の書きかた」というのをつくつておるわけござ
います。こういうものを見ましても、ずいぶん
昔から先ほど申しましたような場合の計算は、出
産費等を差し引いて計算するのだという方針を明
らかにしておりますので、いま直ちにこの方針を
改めることは非常にむづかしいというふうに考
へるわけでございます。

○只松委員 訴訟をおやりになつておりますか
ら、一歩でも後退した発言をするとか訴訟の内容に
わたるからだらうと思ひますが、なかなかたい
わけでございます。私はきょう問題提起だけをし
ておいて、また税金なんかで議論したいと思ひま
すので、それも一応おきます。

これも税金と若干外れるわけでございますが、せつかくの機会でございますから、また後の問題と関連しますから、総理府、関係省にお聞きをいたしますが、現在の恩給あるいは共済年金というものはいわば家中心でありまして、人、個人中心とはなっておりません。これが男女に非常な不平等を起して一つの原因をなしておるわけでございます。しかし、国民年金の場合は属人主義をとっておるわけですから、それから厚生年金も、離婚なりあるいは主人が亡くなれる前の空期間というものを通算しており、若干属人主義というふうなものを認めるわけでございます。まあ一歩進めておる。ところが、恩給とか共済年金の場合は全く家あるいは企業中心主義でありまして、たとえば離婚をいたしましたと、それによって、何十年結婚しておいても一切の権利がなくなってしまうと、男性のみにその権利が帰属をしていく、こういうことになるわけでございます。そうすると、後で言います慰謝料その他過去の夫婦で共かせぎをして蓄財をしたものに関してはいろいろの請求権を生じておりますけれども、いまから蓄財していく未来にわたっての財産権については、何十年生活しておいても離婚と同時に女性の場合はすべて権利が剝奪をされて男性だけにしか残らない、こういうことになっておるわけですね。

そういう現状であるかどうかということ、それに対して、後でいささかなりとも前向きな検討ができるかどうか、総理府にお聞きしたい。それから、婦人調査室かどうかお見えになっていただけますか。——先ほど申しましたように、婦人の目でも設けようかということで、空期間ではございませうけれども、そういう婦人の目なんか設けたら、実際上こういう財産権その他に差別扱いをされておると、まあ婦人の目を設けないより設けた方がいかにいかにせんが、これは空の祝祭日にならぬと思うのです。私は、実質的にこういう財産権の問題その他税法上の問題も解決をしていかなければならぬと思う。そういう点に取り組まれておるかどうか、あわせてお聞かせをいただきます。

たい。
○小松説明員 お答えいたします。
ただいま先生から恩給は家を中心という話がございますが、恩給はむしろ、長年の間忠実に公務に勤務した公務員に専属する権利として、その後の適当な生活を保障するという形のものでございまして、したがって、離婚した奥さんに対して恩給というものは非常にむずかしい問題ではないか、このように思っています。

○赤松説明員 婦人問題企画推進本部でございます。
先生の御指摘のような問題につきまして、男女平等という観点から、いろいろな制度につきまして関係諸機関に検討をお願いいたしております。これは、昨年の秋に発表されました重点目標、あるいはその以前春に発表されました国内行動計画におきまして、関係機関からの御意見をちょうだいいたしまして、その中で、男女平等の原則に照らして、諸種、年金、恩給あるいはその他の法制度についてすべて検討するということで発表いたしておりますので、そのように関係機関は取り組んでいただいているものと考えております。
○只松委員 いま婦人調査室の場合は、関係機関に働きかけて努力している、恩給局の方は、むずかしうございまして一言のもとに、全然違いない。

したがって、姓を変えなければ一つはそういう問題も矛盾点が出てこないという問題もあります。しかしそれより前に、恩給法それ自体が、さつきおっしゃったように一見属人主義になっておりますが、その家を守っていくということが発想になって、子供なんか引き継がれるけれども、ともに何十年も働いてきて、離婚した妻に対しては一切権限が及ばない、こういうことになっておるのが現行法なんです。したがって簡単に言っておく、家中心だ、属人ではない、私はこう言っているわけですね。

したがって、そういうものは民法から改正を図っていかねばならぬわけですが、先ほどから申し上げますように、男女平等あるいは女性の——皆さん方は娘さんを持つておるわけですから、娘さんが嫁に行くときも若干の財産を分けたら、何かで今後いろいろな問題が出てくる。それから、御婦人の方の就業化というのも非常に進んでおる、結婚後も就業しておる、こういうものもある、結婚後でも就業しておる、こういうものもある、離婚だけではない、財産権に関する民法上の問題もあわせて再考をしていく、検討していかねばならぬ、こういうふうに思っております。

人局と言ったって雇用問題あたりが中心のようすし、帰するところ総理府の婦人調査室ですか、そういうところが一番中心になるだろうと思えますが、時間がありませんし、いまもさらに短くしてくれというような理事の要求ですけれども、本当はこの問題についてももう少し議論を進めたいのです。

いままで夫婦で築いてきた財産については、いろいろ請求権その他がありますけれども、長い間築いてきた、夫婦生活をしていた、そこで二十年、三十年たつていろいろな共済や何かの権利がその御主人に発生をした。ところが、俗な話をして、定年になって何かして、じゃあということでも若い愛人ができた、あるいは離婚をした。ところが、妻はそれでほっぽり出された場合に、新しい妻には権利が生じて、二十年、三十年働いてきた妻には権利は一切なくなっているというの、現在のいろいろな恩給や共済の仕組みになっているわけですね。したがって、こういうものは根本的に変えていかねば、男女平等というのとはそこから出てこないわけですね。そこを私は、いわゆる属人主義ではなくて家中心の属人主義で、古い家族制度のもとにあるいろいろな法律がそのまま残つておる、こういうことを一点言っておるわけですね。

法務省の方でもそういう点を、後で時間があれば個人的にもまたレクチュアもいたしますけれども、お考えをいただいて、そういう夫婦間の財産問題その他、あるいは総理府等におかれましてはそういう問題について、過去に夫婦で家庭を築いてきたからそれが発生しておるのであって、それから後に、退職した後にそれが発生するだけの問題ではないのです、年金の問題は、そういうことを十分お考えになって、ひとつこういう問題に対処をしていただきたい、関係当局にもそういうことを強く要望いたしておきたいと思っております。

そういうものの最も具体的問題として、夫婦が離婚をする、この場合に慰謝料というものが支給されます。どの程度離婚をしておるかといま

と、日本は一九七一年に十萬三千五百九十五人で、昨年で十一萬九千三百五十五人、約十二萬人。しかし、これが資本主義国家の先進的な国であるアメリカで百八萬人、ソ連で八十六萬人。これを比率に直しますと、日本は新婚の七人に一組は離婚をいたしております。アメリカでは二人に一組は離婚をしております。ソビエトにおきましては三五五人に一人離婚をしております。これは確実な統計数字でございますが、こういう数字があらわれてきておるわけでございます。こういうときに離婚の慰謝料はどうかといひますと、各国によつてそれぞれ違ひますが、日本の場合は大變に微々たるものであるわけですが、なぜ微々たるものであるかといふと、税法とも大いにこれが關係があるわけではあります。

日本の場合は、税法の中にはほとんど、贈与や何かそういうものはありますけれども、離婚に伴う税法というものは一条もない。あるのは国税庁通達の六十二条に一項ある。いわば、先ほど恩給の例も私、出しましたが、旧態依然たるままで、憲法でうたわれた男女平等、あるいは高学歴化に伴う社会の変化、あるいは雇用の増大、そういう雇用の増大で夫婦共働きをしておいて、貯金の場合は別々にしておいて、ところが土地を買おうかといふことになりまして、いまの場合は依然として御主人の名義にする場合が多い。家を建てる場合も同様で、多少共有名義も出てきておりますけれども、大体御主人になる場合が多い、こういう状態が多いわけですが、ところが、いざ離婚になりますと、そういうものはみんな置いていってしまつて、ひどいのは三十万か五十万、あるいは三百万か五百万のわずかな金で離婚をしていかれる。離婚をしていく場合でも、離婚のうちの約四割といふのは実家に帰つていくのです。ここいらにもまだ家中心の日本の封建的な制度といふものが残されておる、こういうものを見ることのできるわけでございます。

したがって私は、主税局あるいは国税庁におきまして、こういう問題についてもう少し大所高

所から、税法あるいはそういう通達においても検討を加える必要があると思ひます。具体的なことは後でお聞きいたしますが、まず大局としてそういうものを検討する用意があるかどうかお聞かせいただきたい。

○磯邊政府委員 御承知のように、現在離婚に伴う慰謝料の分与者、それからまたその慰謝料をもらった人に対する規定というのは、法文上には明らかにされておるわけで、通達の解釈等がこれが行われておるわけでございますけれども、今後そういうケースが非常に激増してまいりまして、いろいろトラブルが起るということになりまして、やはりこういう問題についてもはっきりさせておく必要があるかと思つております。

○只松委員 ひとつ主税局の方でも、通達の範囲内だけでなく、税法上の問題としても、きょう私は私は三十分まで持ち時間だけれども、あとの問題があるからできるだけやめてくれといふことなので具体的な問題は提起しませんが、ひとつ前向きに検討するといふことくらいは、論拠は展開いたしません、大臣なり局長なりどちらでも結構ですが、お答えをいただきたい。

○大倉政府委員 問題の背景として只松委員がいろいろお調べになり御指摘をしておられる事情は、私も十分承知いたしておりますので、それは法令上の手当てを必要とするかどうかといふ点を含めまして、引き続き勉強いたしてまいりたいと思ひます。

○只松委員 ぜひひとつ前向きに検討していただきたいと思ひます。

そこで、国税庁当局に具体的にお答えをいただきたいと思ひますが、その六十二条にあります問題の中で、金銭の場合は実際上は課税されておらないわけですね。しかし、その中に「過当など」といふ字句、まあ読み方は全体がむずかしいわけですが、過当とは何ぞやといふいろいろ聞いてみますと、普通の人間なら五百万や一千万ならば課税にしない。ところが一億円も出すと、それは擬装離婚じゃないか、あるいは過当じゃないかといふこ

とで問題になる。ところが、松下幸之助さんが一億円払おうが十億円払おうがそれは過当ではない。これは、言へば人間を大差差別をするものであるし、きわめて税務当局の恣意的なもので、したがって言葉としては、こういう過当なんというものは国民を逆に愚弄する不謹慎なものであつて、あえて入れるならば違法行為とでも申しますか、そういう虚偽の離婚といふようなものは明らかに違法ですから、違法行為等にわたる場合は別といたしまして、実際上現在課税をしておられないならば、そういうふうな素直にいまの文章を、六十二条を直すといふことをしていただきたい。一言で言うならば差別的な行政、金持ちだから、貧乏人だからといふような差別的な行政は取りやめる、この通達を素直な文章に直していただきたいといふことが一つ。

それからいま一つは、固定資産などでキャピタルゲインが生じない場合は、これも課税の対象になつておらない。ところが、この文章にはそういうことが一つもないわけでございます。特に離婚に關して、それで私はさつきから、もう少し男女間の問題、離婚問題の法案を整備しないといふことを言つておるわけですが、キャピタルゲインを生じない場合には非課税であるといふことを六十二条のまた次の項にするか何か、ひとつ新たな通達といひますか、解釈でもいいですが、出していただきたい。やはり国民に明示するというのが法律でございますから、国民の知らないことを国税当局が実際上認めておるといふことだけでは通達の意味をなさない。それを行つてゐるなら当然に通達を国民に明示すべきであります。この二つをまず要求をいたしたいと思ひます。

○磯邊政府委員 ただいま只松委員御指摘のように、離婚の際の慰謝料につきましては、分与を受けた人は非課税となつておるわけでありまして、けれども、ただこの場合に、それが過当であるといふられるような場合はその過当とみなされる部分、それからまた、明らかに相続税もしくは贈与税の通脱を意図した擬装的な離婚によつて財産を分与し

たといったような場合には、これを贈与税として課税するといふふうな基本通達になつておるわけでございます。

この場合に、先生御指摘のように、では、その過当とは何かといふことになつてまいりますと、これはきわめてむずかしい問題でございます。やはり夫婦が婚姻期間中にどの程度協力をして財産をつくつていったか、それからまたどういった理由で離婚をしたか、その離婚後の婦人の生活がどうであるか、もろもろのことを総合勘案いたしまして、過当であるかどうかといふことを判定するといふたてまえにはなつてゐるわけでございますけれども、これは実際問題としてなかなかむずかしい。現に私たちも、各国税局、税務署を通じて、この過当とみなして贈与税を課税した事例があるかどうかといふことを調査したわけでございますけれども、はつきり申しましてそういう事例があるとは言えない、まあ全くなかつたかといふと、そうでもないかも知れませんが、少なくともそういう事例があるといふ報告は聞いてないわけでございます。

それから、なぜこういつた条文があるか、規定を置くかと申しますと、これはある意味におきましては、やはり過当といふ場合は贈与税を課税しますよといふ、極端な事例が生ずるのを予防する、そういう予防的効果しかないといふのがございまして、事實はこれは働いてないといふのが實際でございます。しかし今後、こういつた規定につきましては、相続税法の改正に際しまして基本通達の見直しをするといふときもございまして、そのときに、この表現につきましては、御趣旨の線に沿つて書き改めたいといふふうなことを考へてゐるわけでございます。

それからまたさらに、そのキャピタルゲインが生じないような財産の分与については非課税であるといふ問題につきまして、これはいわば当然なことでありまして、はつきりさせる意味におきまして、何らかの形でこの趣旨を明示しておきたいと思つております。

○只松委員 今度は、キャピタルゲインを生じたときの場合でございすけれども、昔結婚したとき五十万から百万で家を買っていた。これがいま、あるところでは億のあれになっておりまうね。じゃ、それをどういうふうに分けるかというところがいろいろ出てくる。家庭裁判所やいろいろな話を聞きまうと、実は離婚のときはこれが一番むずかしいのだ、こういう話が多いのです。大抵離婚の話はついたら、さしてじゃ、土地を処分するか、家を処分するか。どうせ別れるあれですから、仲よく別れるのは少ないわけですね。このやうに、あれに家やったり土地やったりするのはよくない。さういふ、片一方は金よこせ。金よこすには家を売ってしまわなければ金よこせない。あるいは新しいマイホームを建ててもローンに追われておる。キャッシュというものがほとんどない。こういういろいろなことが不動産の場合には出てくるわけですね。

そういう中でキャピタルゲインが生じたときに課税をする。これを一律に課税すると言つても、ほかの問題と関連してなかなかむずかしいだらうと思ひますが、離婚に關して長い間生じてきたこういう問題については、それじゃ離婚する前に、贈与のいろいろの便宜がありますから、それをしてあげないかといふこともありますが、離婚するときには、贈与としておいてその後で別れまうか、話はさうもまうまいかといふわけですね。これも私は法体系として税法の中で前向きに検討すべき問題の一つだ、こういうふうな思ひまうわけですね。これだけ離婚件数が多くなつてまいりますと、ぜひひとつ次にはこれをしたいだきたい。

それから、離婚の話はついたら、それから慰謝料の額もついたら、ところが現金がない、こういう場合には月払いというものもあるわけですね。自動車事故なんかでも月払いがあります。それから、子供さんがあつて、片一方に養育費を支給する、こういうふうなこともあります。そうすると、アメリカの場合は、大体原則として男性から

女性に養育費等を払いますと、男性の分からその課税を免除いたします。そのかわり女性側に所得税がかかってくる、こういう制度になつてゐるわけですね。理論的にはこつちが合理的でしようね。男性は、その分だけ所得がなくなつてゐるわけですから、それでその女性にその所得が行つてゐるわけですね。男性が所得がないのに男性に所得税がかかってくる、女性側に行かない、こういう問題も検討すべき問題だと私は思ひます。

したがって、キャピタルゲインの発生した場合、それから、そういう慰謝料の分割払い、あるいは養育費の月払い、こういう問題につきましても、税法上全然想定してないといふか、いままで私が知つてゐる限りにおいても、論議されたこともないし、税法上整備されておるません。したがつて私は、このほかにもありますが、時間がありませんのでこれではつづつやめまうが、ぜひひとつ、これだけ男女が平等になり、いろいろ男女間の問題が出てきたならば、それに伴う民法上あるいは税法上、あるいは皆さん方が直接それを扱へるべきだと私は思ひます。

各セクションのお答えをいただくとともに、最終的にひとつ大臣、責任を持つてやることを御答弁をいただきたいと思ひます。

○大倉政府委員 ただいま最後に御指摘になりました二つの問題は、率直に申し上げていずれも非常にむずかしい問題を含んでおりますので、いま直ちにおつしやいましたような方向での法改正を考へるといふお答えをいたす用意は実はございせん。

と申し上げまうのは、キャピタルゲインをいつの時点で課税するかという問題に深くかかわつてきておりまして、この課税を繰り延べて、財産分与を受けた方の方ですべてのキャピタルゲインを発生せしめることが果たして妥当かどうかといふことは、相当深く詰めて考へてみまへんとむずかしいと思ひます。

それから、分割払いになりました場合にも、確

かにアメリカはおつしやるような制度になつておりますが、しかし、いまの日本の全体の法制の中では、やはり私どもが、先ほど長官が申し上げたような解釈が妥当であらうと考へております基本は、民法上の財産分与請求権の規定によつておるわけであらうと考へて、財産分与請求権に基づいて産ないし金銭の移転が分割的に行われると考へる限りは、なかなかアメリカのような法制に乗つていくといふわけにはいかないのではないかと一氣もいたします。

非常にむずかしい問題を含んでゐると思ひますので、今後の研究課題とさせていただきますと思ひます。

○村山国務大臣 いま只松委員から離婚に伴ういろいろな問題を伺いました。税法上は非常にむずかしい問題だと思ひます。この問題に關する限り、夫婦財産制度が民法ではつきりしますと、恐らくその限りにおいて割り切りが出てくるのだらうと思ひます。ございしますが、夫婦財産制度の問題が日本ではまだそれほど確立しておりませんし、また実際の財産の分与が民法に従つてゐると思へない実情でございしますので、言つてみまうと、しわ寄せが税にやつてくる、こういうことだらうと思ひます。

確かに御指摘の点で、離婚されるときに払うものは果たして贈与なのか慰謝料なのかという基本的な常識の問題もあると思ひます。また、キャピタルゲインの問題も、それと関連して一体どういふことになるか。贈与としない、慰謝料として扱うといふことになりまうと、恐らくそこは、キャピタルゲインはやはり普通の課税をすべきじゃないかといふ理論になつていくのじゃないか。それからまた、いまの年賦払いの話、これもまた夫婦財産制度と密接な關係があると思ひますので、非常にむずかしい問題でございしますが、それらの問題を含めまして、今後夫婦財産制度が改正されない場合でも十分検討してまいりたい、かように思つております。

○只松委員 私は、具体的にお答えいただくのは、国税庁長官からいただいた二項目で、そのほかの問題は、こういう問題をこゝで論議されたこともほとんどない、ほかの法務委員会等でもされたといふことも余り聞かない、特に財産や税制に至つては、大蔵委員会でもございしますが、この場でもほとんど行われたことはないわけであらう。改めてさういふ意味で、法務省からも来ていただいで、法務省はもちろんです、特に財産に關係する大蔵省の關係各セクションで、問題提起をいたしますからひとつ検討してください、こういうことを言つておるわけですね。したがつて、前向きの検討をするといふことをお答えいただければいいわけですね、きょうそれに対する反論とか――反論を言われれば私も論をいたします、既定時間どおりもう少しやつてしまひますが、それをあえて私が時間も少し短くしてやめてゐるゆゑは、後の議事の進行もありまして、したがつて、前向きに検討するといふことをきょうはお答えをいたしたい、こういうことなんです。

○村山国務大臣 簡潔に申し上げますと、非常にむずかしい問題でございします。前向きといふのか、後ろ向きといふのか、あるいは中道をいくのか、知りませんが、非常にむずかしい問題でございしますので、ぜひこの問題を合理的に解決するやうに検討を進めてまいります。

○只松委員 後ろ向きとは何だ、後ろ向きとは。人がこれだけ論議して、議事協力までしようといふのに、後ろ向きとは何だ。前向きか後ろ向きか何かわからぬといふのは何だ、そういう言葉は。

○村山国務大臣 言葉が過ぎまして申しわけございせん。前向きといふ意味は、いまおつしやるやうに、キャピタルゲインについても、それからまた、その分与があつた場合にもすべて慰謝料にしろ、そこは贈与にするなどいふことでもございします。だから、そういう意味で積極的に検討してまいることをお約束申し上げます。言葉が過ぎました点はおわび申し上げます。

○大村委員長 これにて本案に対する質疑は終了

いたしました。

○大村委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。大石千八君。

○大石委員 私は、自由民主党を代表して、たゞいま議題となっております租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、賛成の意を表するものであります。

本法律案は、現行の租税特別措置について整理合理化を行い、住宅建設及び民間設備投資の促進に資するための諸措置及び中小企業対策等のための必要な措置を講ずるほか、国税収納金等の受け入れ期限を一カ月延長することを主な内容とするものであります。

まず、租税特別措置の整理合理化であります。租税特別措置は特定の政策目的の実現という面に着目した場合、そのすべてが不正なものとして非難されるべきものでないことは言うまでもありませんが、政策目的が達成されたものや政策効果が上がらないものについては、速やかに改廃を行う必要があることも申すまでもありません。今回の整理合理化は、こうした観点に立つて見直しを行った結果であり、時宜を得た適切な措置であると考えます。またその内容も、企業関係九十一項目中廃止十一項目、縮減二十六項目に及んでおり、政府が本問題に真剣に取り組んだ態度に敬意を表するものであります。

次に、住宅、土地税制であります。住宅建設の促進を図り内需の振興に資するために、住宅取得控除を拡充して住宅ローンの返済に対する優遇策を講ずるとともに、優良宅地の供給を促進するために、土地譲渡益重課制度の適用除外要件である適正利益要件を改め、地価の高騰及び土地の投機的取引の抑制を目的とした国土利用計画法との整合性に配慮したことは、きわめて妥当な措置であると考えられます。

さらに、現下の最大の課題は景気浮揚によつて雇用の安定と確保を図ることであり、本法律案は一年限りの措置として投資促進税制を導入しております。これは、その期間が短く対象範囲がやや狭きに失した感なきにしもあらずとも考えられますが、税制面からする景気刺激策として民間設備投資の繰り上げ及び繰り戻しを誘発するとともに、企業家心理に与える影響力も大きいものであり、当を得た措置と認められます。

また、中小企業対策としては、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法に基づく認定中小企業者に対する欠損金の繰り戻しによる還付の特例措置が講じられ、中小企業倒産防止共済法に基づき納付した共済掛金の損金算入が認められるなどの適切な措置がとられております。

最後に、五十三年度税収の伸び悩みを補う措置として、国税収納金等の受け入れ期限を一カ月延長することは、これにより国、地方を通じて財源の確保が図られるものでありますから、やむを得ざる措置として考えられます。今後における政府の健全なる財政運営を期待するものであります。以上申し述べた理由により、本法律案に賛成する態度を表明して、私の討論を終わります。

○大村委員長 伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の立場を表明し、その理由を述べたいと思います。

いま世界にその例を見ない赤字財政、火の車予算が続いている中で、今後の税制がどうなるのか、国民は強い不安の気持ちを持って注目しているところであります。このような状況のもとで、税の不公平を徹底的に是正して文字どおり公平、民主的な税制とし、さらに、国民の合意と参加を積極的求めながら財政再建に取り組むことが大切であることは言うまでもありません。

しかし、今回提案されましたこの法案の内容と法案審議を通じて示された政府の姿勢は、このよ

うな国民的課題を追求する決意を欠いていると言わなければなりません。

今日私たちが直面している日本の経済、財政の進路は、春の坂道のような平常かつたんたる道ではない緊急、非常事態なのであります。そして、こういうときほど大胆に古い慣性を断ち切って新しい中期、長期の展望を立て、国民の合意を求める勇氣と指導性が必要であります。日本財政百余年の歴史を振り返ってみても、経済の激動期には決断力のある大蔵相が存在したものであります。しかし今日、政府にそういう決意が示されていないことを大変残念に思います。

このような気持ちを持ちながら、この法律案に反対する第一の理由は、不公平是正の努力がきわめて不十分であるという点であります。

いままでも積み上げられてきた租税特別措置は、不公平税制の中心問題として各界から指摘されてまいりました。それは中小企業、一般国民も利用するものもありますが、全体として大企業、高額所得者を中心とするものであり、それによって税の公平の原則がゆがめられてきたのであります。今回の一部改正案は、若干の改善は見せているものの、期限の到来するものを中心とした一部改廃であり、今日の特別措置による不公平さを全面的に洗い直したものではありません。しかも、現状の租税特別措置が今日の経済状況の中でどのような効果を持っているのか、その解明もきわめてあいまいであります。このように効果の測定すらできない不公平な特別措置を積み上げてきたこと、それを今日に至っても抜本的に改革しようとしていないことは、大きな問題であると言わなければなりません。

さらに、政府並びに政府税調が、不公平税制は正の観点を矮小化して、従来と同じように政策的なものとして区別し、各種引当金、準備金によって大企業を優遇し、利子配当所得の総合課税、有価証券譲渡益の課税強化など、先ほどわが党が提案した法律案を初め、かねてから私どもが要求してきました諸改革をおくらせて

いることは容認できません。特にいま大きな社会問題となっている医師優遇税制の改革を提案できなかったことは、政府の大きな責任であります。これらの点を中心に不公平税制を大胆に是正する決意があらわれないことを厳しく指摘したいと思ひます。

第二の理由は、政府が依然として新たな不公平をつくり上げる視点を捨てていないことであります。

今回提案されました中には、住宅取得に当たつての控除の拡大などの若干の消費者対策の面もありますが、土地税制改正を見ても、実問題として宅地供給促進につながるよりも企業救済のためであることは明らかであります。地価再上昇の懸念が指摘されている今日、土地税制の緩和には慎重を期すべきであり、中小企業者を切り捨てて大企業、金融界を対象とした高度成長の後遺症の後始末をするような内容は大きな問題であります。

また、投資促進減税につきましては、今日の経済構造をどう改革するかの視点もなく、実現不可能な七・五成長の目標にあおられて、当初慎重論が強かったにもかかわらず、急遽五十三年度税制に盛り込まれたものであり、これらは新たな不公平税制をつくり出す道を歩んでいるものと言わなければなりません。

このような経過が示しているものは、今回の租税特別措置法の一部改正の内容にも多くの問題があり、今回提案されなかった面でもより大きな問題があるというところであります。

第三に、国税収納金整理資金に関する法律の一部改正についてであります。

政府は、臨時異例の措置という口実のもとに、戦後最高の国債を発行するほか、この法改正によつて五十四年度の税収のうち約二兆円を五十三年度歳入に繰り入れることによつて、事実上三七％の増に名目三二％の国債発行比率ということにいたしています。このような措置は、さきの決算調整資金につい

ていくのかということの目標を掲げつつ、この赤字国債の解消が将来やはり税収入の増加によらなければ解消できないんだということを国民に理解をしていただくためには、租税特別措置法の改正の行方というものをやはり明らかにすべきではないかろうか。

その観点から考えますと、利子配当の総合課税について一体どうしていくのか。給与所得控除の限度額をもっと引き上げねばならぬのではないかと。交際費課税の強化を図ること、また、その損金不算入割合の引き上げをやっていくこと。さらには、有価証券取引税は引き上げられましたが、これも、これはもっと引き上げる余地のある問題であつたとわれわれは考えております。また、公害防止準備金は廃止してしまふべきでございますし、価格変動準備金、これも時限計画を立てて廃止の方向に持っていくべきものでございまして、退職給付引当金の積立率の縮小やその運営については、もっと明確な方針が示されるべきでございます。また、法人税そのものにつきましても、これは引き上げの方向で物考えていかざるを得ない。負担の公平、そして法人と個人との性格の違いというものを考えますと、そういう方向で税収の拡大を図らざるを得ないと思ひます。

こう考えてまいりますと、今回の改正案で土地重課課税を弱めておるといふのはいかにも理解しがたいこととございまして、宅地供給ということが多目になっておりますけれども、しかし、それは土地を多く抱えた企業を救済する以外に、宅地供給に役立つという意味は一つもないのではないかと、まことに賛成しがたい改正点であらうかと思ひます。

こういう面におきまして、この租税特別措置法の改正案に対しては反対をいたしたいと思ひます。

また、国税収納金整理資金法の改正につきましても、一カ月延ばそうというのでありますけれども、ことはそれでつじつまが合うかもしれませんが、来年度はまた同じ形、もとの形になるので

ございまして、大体予算が単年度主義でございまして、大蔵省の物の考え方の中に、その一年のつじつまを合わせればよろしいということが頭に大きくあるならば、これは反省をしなければならぬ重大な改正ではないかと私も思ひます。先ほど申し上げましたように、中期目標を立てて物を考えていくとする場合に、まさにそのうらはらのことだけつじつまを合わせればよろしいという発想を捨てていただきませんか。これは、わが国の経済の立て直し、財政の正常化はまたきわめて困難である。

こういう観点から、この法案に對しまして、反対の意見を陳述をいたします。

○大村委員長 荒木宏君。

○荒木委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法並びに国税収納金整理資金法の一部改正案について、反対の討論をいたします。

第一に、本改正案は、大企業救済の新たな不公平を拡大し、日本経済の矛盾をさらに激しくするものであります。

その一つは、投資促進税制の新設であります。現下の情勢におけるその効果につきましては、すでに各方面から疑問が提起されております。今回の制度は、一年限りの期限つきで、対象も選択的で、三分の二が中小企業に回るとされておりますが、これにより業種間のアンバランスを助長するとともに、内部留保の厚い大法人に結果的に有利に働くこととなるばかりか、産業界は一斉にこの制度の拡大、延長を要求しており、戦後の企業優遇税制の生々発展の経過から見ましても、さらに拡充されることのおそれはきわめて大きいものであります。

内需拡大の中心は、公共投資の生活基盤向け重視とともに、実質賃金の引き上げ、減税、福祉の充実、物価の安定など国民の購買力を押し上げ、個人消費を旺盛にすることでありまして、わが党は、大法人が主として利用している各種企業優遇税制によって進められてきました過剰蓄

積、過剰投資が現在の構造不況、円高不況の原因であり、日本経済再建のためにはその改廃を主張しなければならぬと主張してまいりました。本改正案はこれに逆行するものであります。

その二は、土地譲渡益重課の緩和であります。この措置は、列島改造時代に土地買い占めに走った不動産企業や銀行の金利負担を救済するだけで、土地の供給の促進に無縁であることは、本委員会の質疑でも指摘されたところであります。政府が持ち家主義を促進する一方で宅地供給が期待できないとなれば、じり高傾向の地価をさらに再騰させることは必至であります。

いま重要なことは、重課税を緩和することではなく、大企業の土地買い占めを規制してそれを放出させ、国民生活に必要な利用に結びつけていく手段ということでありまして。

第二に、大企業優遇税制を整理合理化すると言いつつ、実際には特定の政策目的に対する優遇措置を拡充していることとあります。

機電法にかわり、機械産業と電子産業を一体化した機電法に基づく重要複合機械システムに初年度四分の一の特別償却を新設したこと。海外投資等損失準備金に電力企業の核燃料再処理の海外委託償却を拡大したこと。初年度三分の一の特別償却の公害防止設備に大気汚染防止のNO_x対策設備を追加したことを初め、その他増加試験研究費の税額控除制度、技術等海外取引の所得控除制度、海外投資等損失準備金等、主として大企業が利用する優遇制度は若干の手直しで延長されているのであります。

次に、国税収納金整理資金法の一部改正について申し上げます。

これは財政の単年度主義をなし崩し的に破壊するものであり、この措置により、来年度以降の税収は、法人税を中心とする変動の大きい税収の多くを年度末に予定することになり、財政運営の不安定要素がさらに増加する結果となる危険性を持つております。

以上、本改正案にとうてい賛成することはできず、反対の討論をいたします。

○大村委員長 永原稔君。

○永原委員 私は、新自由クラブを代表して、今回提案されております租税特別措置法及び国税収納金整理資金法に関する法律の一部を改正する法律案については、賛成の立場に立ちながら討論をいたしたいと存じます。

そもそも租税特別措置法は、それぞれ政策目的を持った特別の増減税であり、財政事情、経済情勢の変化に對しては常時補充し、また整理合理化を図らなければならないことは申すまでもありません。

今回提案に係る内容は、その趣旨に沿いながら経過措置に配慮しつつ合理化を行い、かつ住宅取得控除額の引き上げ、土地譲渡益重課税制度についても見直しを行って住宅投資の促進に資することとし、さらにいわゆる投資促進減税制度を設けて、この非常かつ異例の事態に對しては、設備投資の拡大により景気回復への一端を刺激しようとする配慮、また円高に悩む中小企業者對策の前進等々、その姿勢には見るべきものがあります。

もちろんこれらの問題の中には、幾多の意見が内に含まれてはおりますが、私は、今回の措置について、いまの時点においては時宜を得たものと評価いたします。

国税収納金の年度前倒しについては、五十三年度だけのメリットしかありません。むしろ五十三年度の特別償却を抑制するためのびぼう策にすぎないというそしりは免れません。しかし、総計予算主義のもとに歳入の年度区分を向後にわたって修正する考えも、この財政状態の中においては理解できないことではないので、私はあえて反対という態度はとりません。

ただこの際、特に申しておきたいのは、通称医師税制についてであります。

租税特別措置法の大筋は政策減税であります。納税者の側に立ちますと、卑近な例を取り上げながら負担の不公平の訴えが聞かれています。

この不公平感を取り除く努力は絶えず必要であります。これを、方法論が確立しないということに藉口してじんと目を過せば、いたずらな政治、行政に対する不信感をつのらせるばかりとなります。

いま国民大衆の中で素朴な感情のもとに、たとえ名目的なものにせよ医師の高額所得に対する羨望と不満の声が上がっているのを、大蔵大臣はいかにごらんになりますか。この税制については、批判の対象になってすでに二十有余年の経過を見ております。

わが新自由クラブの西岡幹事長の質問に答えて福田総理は、五十三年度限りでこれを廃止し、五十四年から新たな措置をとるよう約束されたのは一応了といたします。はつきり時期を確約されたのは大きな前進であります。いまだ改正について提案の動きすら見えないのは、まことに遺憾のきわみと申さなければなりません。

現段階においては、政府・自民党という一連の言葉の中で、自民党の議員立法ということが政府の福田総理の口から出ているのです。審議には相当の日数がかかりましよう。少なくとも立法院の立場において至急、与野党を問わずこの問題に取り組み、その合意の上に新しい措置を生み出すべきではありませんか。学校医、各種予防注射、救急患者、休日対策、僻地医療等々身近な問題をとらえながら考えても、これらの診療報酬をめぐって税の軽減で解決しようとするのは、税制度の本質から外れるものであり、むしろ歳出の面で措置すべきであります。各種社会保険制度の問題もあります。複雑な錯綜した事態を抜本的に理想的に一挙に解決しようとするのは困難でしょう。といって、日を送れば解決の糸口すらつかめないでしょう。改善の策にせよまず立法化を進める姿勢が必要であります。

日進月歩の近代医学の習得に追われ、多くの患者に接して心身を消耗し尽くす医師の生活実態を見ると、あえてこの税制を取り上げるのは心情的に忍びないものを感じますが、政治には任怨が

必要であります。個の立場を尊重しながらもなお全体を考える私どもは、あえて論じているのであります。

ぜひ今会期内には体制を整え、十分な審議を尽くして昭和五十四年に備えるべきであるという意見を申し述べて、討論を終わります。

○大村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○大村委員長 これより採決に入ります。

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

【賛成者起立】

○大村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○大村委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表して野田毅君外五名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。塚田庄平君。

○塚田(庄)委員 ただいま議題となりました租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して簡単に御説明申し上げます。

この決議案は、不公正税制として指摘されておる各種準備金、利子配当の分離課税制度及び社会保険診療報酬課税の特例制度の合理化等について、政府の検討を要請するとともに、社会経済情勢の推移に応じての中小所得者の所得税負担の軽減、法人課税の基本的あり方の検討及び税務職員の処遇改善等について、同じく政府の十分な努力

を要請するものであります。個々の事項の趣旨につきましては、法案の審議の過程の中で明らかにされておりますし、また、案文はお手元に配付してありますので、御了承願いたいと思っております。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。以上です。(拍手)

「租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案」に対する附帯決議(案)

政府は、左記事項につき、所要の措置を講ずべきである。

一、各種準備金等の租税特別措置については、政策目的を達成したものと及びその政策効果がみられないものについては、速やかに整理合理化を行うこと。また、退職給付引当金等各種引当金については、その繰入率、取りくずしの方法等が実情に即するよう適宜見直しを行うこと。

一、法人の受取配当益金不算入制度及び支払配当課税制度等法人課税の基本的あり方を検討するとともに、利子配当課税の総合課税の実現に向けて今後さらに検討を進めること。

一、現行の社会保険診療報酬課税の特例については、社会保険診療報酬のあり方との関連を考慮しつつ、五十四年度より適正化すること。

一、交際費の支出が社会に与える影響にかえり、課税の強化措置につき、一層検討すること。

一、社会福祉充実の見地から、年金に関する課税の合理化を検討すること。

一、住宅税制については、住宅政策との関連において、中古住宅の取得等についても今後さらに検討すること。

一、土地譲渡益重課税制度の適用除外要件の改正に伴い、地価の騰貴を生ぜしめないよう、諸制度の適正な運用により遺憾なきを期すること。

一、所得・物価水準の推移等に即応し、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減合理化(配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ、白色申告者の専従者控除の引上げ等を含む。)に努めるとともに、税負担の公平化を推進すること。

一、医療費控除、雑損控除については、実情に即し適切な配慮をすること。

一、深夜労働に伴う割増賃金及び寒冷地手当については、一定の非課税限度を設けることのは否について検討すること。

一、変動する納税環境の下において、複雑、困難で、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財政確保の緊急かつ重要性にかんがみ、今後ともその処遇の改善、定員の増加等に一層配慮すること。

○大村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○大村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。村山大蔵大臣。

○村山国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿って配慮いたしたいと存じます。

○大村委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○大村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大村委員長 次に、石油税法案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。村山大蔵大臣。

石油税法案
〔本号末尾に掲載〕

○村山國務大臣 ただいま議題となりました石油税法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、今後予想される石油対策に係る財政需要に配慮して、新たに原油等に対して石油税を課することとし、ここにこの法律案を提出した次第でございます。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

まず、石油税は、原油及び輸入石油製品を課税物件とし、国産原油については採取者、輸入原油及び輸入石油製品については保税地域から引き取る者を納税義務者としております。

第二に、課税標準は、国産原油につきましては採取場からの移出価格、輸入原油につきましては保税地域からの引き取り価格であります。輸入石油製品につきましては、保税地域からの引き取り価格に所要の調整を加えた金額としております。

第三に、税率は、三・五％としております。

第四に、申告及び納付につきましては、採取者については移出した月の翌末日までに申告納付

することとし、保税地域から引き取る者については引き取りの際に申告納付することとしておりますが、保税地域から引き取る者が国税庁長官の承認を受けた者につきましては特例を設け、保税地域から引き取った月の翌末日までに申告納付することができるようとしております。

八条の三に改める。
第三条から第三条の三までの規定を次のように改める。
第三条 削除
第八条の二から第八条の六までの規定を削る。
第十条第一項中「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改める。
第十三条の二第一項第二号及び第三号並びに第十四条第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。
第十八条の二を削る。
第二十條の二を次のように改める。
第二十條の二 削除
第二十條の三第一項中「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改める。
第二十條の四第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。
第二十條の五第一項中「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改める。
第二十一条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。
第二十五条の二第一項中「昭和五十三年分」を「昭和五十八年分」に改め、同条第二項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十八」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「千万円を超える一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超える十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十二」を「百分の六十七」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「千万円を超える一億円以下の部分の金額については百分の五十七、一億円を超える十億円以下の部分の金額については百分の五十一、十億円を超える部分の金額については百分の四十五」に改め、同条第四項中「昭和五十八年分」を「昭和五十八年分」に改め、同条第五項第二号中「七百万円」を「千万円」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超える十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改める。
第二十六条第一項中「各年」を「昭和五十三年までの各年」に改める。
第二十七条中「個人が」を「個人が、昭和五十三年十二月三十一日までに」に改める。
第二十九条第一項から第四項までの規定中「昭和五十三年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。
第三十一条第一項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額（昭和五十三年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額）」に改める。
第四十一条第一項中「新築の工事」を「新築若しくは増築の工事」に、「新築された当該家屋で新築後使用されたことのないものを」を「当該家屋」に改める。
第四十一条の四第一項中「昭和五十三年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。
第四十一条の十二を次のように改める。
第四十一条の十二 削除
第三章第一節を次のように改める。
第一節 削除
第四十二条 削除
第四十二条の三第一項中「以下この章において同じ。」の下に「（当該事業年度終了の時に）資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社（以下単に「相互会社」という。）を除く。」を加え、「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、第一節の二中同条を第四十二条の二とする。
第四十三条第一項中「青色申告書を提出するもの」の下に「（当該事業年度終了の時に）資本の

この法律の施行期日は、公布の日とし、昭和五十三年六月一日以後採取場から移出される原油及び保税地域から引き取られる原油等について適用することとしております。

なお、石油税の収入額に相当する額は、別途その改正について御審議をお願いしております。石炭及び石油対策特別会計法に基づき、予算の定めるところにより、一般会計から石炭及び石油対策特別会計の石油勘定に繰り入れることとしております。

以上、石油税法案につきまして、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げました。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○大村委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次回は、来る十七日金曜日午後三時三十分理事會、午後一時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四分散會

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条の二」を「第九条」に、「配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例（第四十二条、第四十二条の二）」を「削除」に、「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に、「第六十八条」を「第六十

の二」に改める。
第十三条の二第一項第二号及び第三号並びに第十四条第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。
第十八条の二を削る。
第二十條の二を次のように改める。
第二十條の二 削除
第二十條の三第一項中「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改める。
第二十條の四第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。
第二十條の五第一項中「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改める。
第二十一条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。
第二十五条の二第一項中「昭和五十三年分」を「昭和五十八年分」に改め、同条第二項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十八」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「千万円を超える一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超える十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十二」を「百分の六十七」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「千万円を超える一億円以下の部分の金額については百分の五十七、一億円を超える十億円以下の部分の金額については百分の五十一、十億円を超える部分の金額については百分の四十五」に改め、同条第四項中「昭和五十八年分」を「昭和五十八年分」に改め、同条第五項第二号中「七百万円」を「千万円」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超える十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改める。
第二十六条第一項中「各年」を「昭和五十三年までの各年」に改める。
第二十七条中「個人が」を「個人が、昭和五十三年十二月三十一日までに」に改める。
第二十九条第一項から第四項までの規定中「昭和五十三年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。
第三十一条第一項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額（昭和五十三年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額）」に改める。
第四十一条第一項中「新築の工事」を「新築若しくは増築の工事」に、「新築された当該家屋で新築後使用されたことのないものを」を「当該家屋」に改める。
第四十一条の四第一項中「昭和五十三年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。
第四十一条の十二を次のように改める。
第四十一条の十二 削除
第三章第一節を次のように改める。
第一節 削除
第四十二条 削除
第四十二条の三第一項中「以下この章において同じ。」の下に「（当該事業年度終了の時に）資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社（以下単に「相互会社」という。）を除く。」を加え、「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、第一節の二中同条を第四十二条の二とする。
第四十三条第一項中「青色申告書を提出するもの」の下に「（当該事業年度終了の時に）資本の

の二」に改める。
第十三条の二第一項第二号及び第三号並びに第十四条第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。
第十八条の二を削る。
第二十條の二を次のように改める。
第二十條の二 削除
第二十條の三第一項中「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改める。
第二十條の四第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。
第二十條の五第一項中「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改める。
第二十一条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。
第二十五条の二第一項中「昭和五十三年分」を「昭和五十八年分」に改め、同条第二項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十八」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「千万円を超える一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超える十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十二」を「百分の六十七」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「千万円を超える一億円以下の部分の金額については百分の五十七、一億円を超える十億円以下の部分の金額については百分の五十一、十億円を超える部分の金額については百分の四十五」に改め、同条第四項中「昭和五十八年分」を「昭和五十八年分」に改め、同条第五項第二号中「七百万円」を「千万円」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超える十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改める。
第二十六条第一項中「各年」を「昭和五十三年までの各年」に改める。
第二十七条中「個人が」を「個人が、昭和五十三年十二月三十一日までに」に改める。
第二十九条第一項から第四項までの規定中「昭和五十三年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。
第三十一条第一項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額（昭和五十三年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額）」に改める。
第四十一条第一項中「新築の工事」を「新築若しくは増築の工事」に、「新築された当該家屋で新築後使用されたことのないものを」を「当該家屋」に改める。
第四十一条の四第一項中「昭和五十三年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。
第四十一条の十二を次のように改める。
第四十一条の十二 削除
第三章第一節を次のように改める。
第一節 削除
第四十二条 削除
第四十二条の三第一項中「以下この章において同じ。」の下に「（当該事業年度終了の時に）資本の金額又は出資金額が一億円を超えるもの及び保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社（以下単に「相互会社」という。）を除く。」を加え、「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、第一節の二中同条を第四十二条の二とする。
第四十三条第一項中「青色申告書を提出するもの」の下に「（当該事業年度終了の時に）資本の

法人税法第三十七條第二項の規定は適用せず、当該支出金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

附則 第四條第三項を削り、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とする。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

（所得税の特例に関する経過措置の原則）
第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十三年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得等に関する経過措置）
第三条 昭和五十三年三月三十一日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第三条の第二項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

2 昭和五十三年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八條の二第一項、第八條の四第一項、第八條の五第一項又は第八條の六に規定する配当所得については、なお従前の例による。

（個人の公害防止事業者負担金等に関する経過措置）
第四条 個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付した旧法第十八條の二第一項に規定する事業者負担金については、なお従前の例による。

2 旧法第二十條の二第一項の公害防止準備金を積み立てている個人が、昭和五十三年一月一日において有する同條第二項に規定する公害防止準備金の金額の総収入金額への算入については、なお従前の例による。

（住宅取得控除に関する経過措置）
第五条 新法第四十一條第一項の規定は、昭和五十三年一月一日以後に同項に規定する家屋の増

築の工事に着手し、又は当該家屋を取得する場合について適用する。

（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）
第六条 昭和五十三年三月三十一日までに発行された旧法第四十一條の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）
第七条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の施行日以後に開始する事業年度の法人税（清算中の事業年度の法人税を含む。）以下この条において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置）
第八条 旧法第四十二條第一項に規定する内国法人で、その施行日を含む事業年度が施行日前に開始し、昭和五十三年九月三十日以後に終了するものの当該事業年度の法人税については、同項中「昭和五十六年四月一日以後に開始する各事業年度」とあるのは「昭和五十三年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度」とし、「その超える金額」とあるのは「その超える金額（昭和五十三年四月一日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度に

ついては、当該金額に六を乗じてこれを当該事業年度の月数（暦に従つて計算した月数とし、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。）で除して計算した金額」とする。

（法人の受けた配当等の益金不算入の特例等に関する経過措置）
第九条 旧法第四十二條の二第四項に規定する清算中の内国法人が、施行日を含む事業年度に同項に規定する配当等の金額を受けた場合におい

ては、同項の規定は、なお、その効力を有する。

（法人の減価償却に関する経過措置）
第十条 法人（当該事業年度終了の時に資本金の額又は出資金の額が一億円を超えるもの及び保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社（以下単に「相互会社」という。）に限る。）以下次項並びに次条第一項、第三項、第四項、第十六項及び第十七項において同じ。）が施行日前に旧法第四十三條第一項に規定する特定設備等を同項の政令で定める期間内に取得、製作若しくは建設した場合における当該特定設備等については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に納付した旧法第五十二條の二第一項に規定する事業者負担金については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）
第十一条 法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する旧法第五十三條第一項に規定する価格変動準備金の金額の益金の額への算入については、同條第三項及び第五項の規定の例による。

2 旧法第五十四條第一項の中小企業等海外市場開拓準備金を積み立てている法人（当該事業年度終了の時に資本金の額又は出資金の額が一億円を超えるものに限る。）以下第七項、第八項、第十一項から第十四項まで、第十八項及び第十九項並びに次条において同じ。）が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同條第六項に規定する中小企業等海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同條第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例による。

3 旧法第五十五條第一項又は第二項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同條第四項に規定する海外投資等損失準備金の金額の益金の額への算入については、同條第四項から第八項まで及び第十項の規定の例による。

4 旧法第五十五條第一項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てている法人の当該海外投資等損失準備金に係る同項に規定する特定法人の同條第五項第一号に規定する特定債権等については、法人税法第五十二條第一項の規定は、適用しない。

5 旧法第五十六條の三第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同條第二項に規定する金属鉱業等鉱害防止準備金の金額の益金の額への算入については、同條第二項から第四項まで及び第六項の規定の例による。

6 旧法第五十六條の四第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同條第三項に規定する特定鉄道工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

7 旧法第五十六條の五第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同條第三項に規定する原子力発電工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

8 旧法第五十六條の六第一項の特定ガス導管工事償却準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同條第三項に規定する特定ガス導管工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、同條第二項から第六項まで及び第八項の規定の例による。

9 旧法第五十六條の八第一項の公害防止準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同條第二項に規定する公害防止準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

例による。

4 旧法第五十五條第一項の規定により海外投資等損失準備金を積み立てている法人の当該海外投資等損失準備金に係る同項に規定する特定法人の同條第五項第一号に規定する特定債権等については、法人税法第五十二條第一項の規定は、適用しない。

5 旧法第五十六條の三第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同條第二項に規定する金属鉱業等鉱害防止準備金の金額の益金の額への算入については、同條第二項から第四項まで及び第六項の規定の例による。

6 旧法第五十六條の四第一項の特定鉄道工事償却準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同條第三項に規定する特定鉄道工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

7 旧法第五十六條の五第一項の原子力発電工事償却準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同條第三項に規定する原子力発電工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

8 旧法第五十六條の六第一項の特定ガス導管工事償却準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同條第三項に規定する特定ガス導管工事償却準備金の金額の益金の額への算入については、同條第二項から第六項まで及び第八項の規定の例による。

9 旧法第五十六條の八第一項の公害防止準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同條第二項に規定する公害防止準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

10 旧法第五十六條の九第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第五項に規定する電子計算機買戻損失準備金の金額の額への算入については、なお従前の例による。

11 法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する旧法第五十六條の十第一項に規定するプログラム保証準備金の金額の利益の額への算入については、同条第二項の規定の例による。

12 旧法第五十六條の十一第一項の株式売買損失準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第三項に規定する株式売買損失準備金の金額の利益の額への算入については、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

13 旧法第五十七條第一項の証券取引責任準備金又は同条第二項の商品取引責任準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第一項第一号に規定する証券取引責任準備金又は同条第二項第一号に規定する商品取引責任準備金の金額の利益の額への算入については、同条第三項から第六項まで及び第九項の規定の例による。

14 旧法第五十七條の二第一項の過水準準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第二号に規定する過水準準備金の金額の利益の額への算入については、なお従前の例による。

15 旧法第五十七條の三第一項の違約損失補償準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第二項に規定する違約損失補償準備金の金額の利益の額への算入については、なお従前の例による。

16 旧法第五十七條の四第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第六項に規定する異常危険準備金の金額の利益の額への算入については、同条第七項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは「政令で定めるところによりその積み立てた金額」として、同条第六項から第九項まで及び第十一項の規定の例による。

17 旧法第五十七條の五第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する異常危険準備金の金額の利益の額への算入については、同条第三項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

18 旧法第五十八條の二第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み立てている法人が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する同条第四項に規定する探鉱準備金又は海外探鉱準備金の金額の利益の額への算入については、同条第四項から第六項まで及び第八項の規定の例による。

19 旧法第五十八條の二第二項の海外探鉱準備金を積み立てている法人の当該海外探鉱準備金に係る同項に規定する海外自主開発法人の同条第九項に規定する特定株式等については、法人税法第五十二條第一項の規定は、適用しない。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)
第十二條 法人が施行日前にした旧法第五十八條第二項各号に掲げる取引に係る収入金額については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)
第十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)の一部を次のように改正する。
第二十三條第一項第四号中「及び租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六號)第四十一條の十二第四項において読み替えて適用する場合」とあるのは「租税特別措置法第四十二條の三」を削り、「租税特別措置法第四十二條の三」を

「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六號)第四十二條の二」に改める。

第三十七條の三第四項ただし書中「租税特別措置法第三條、第八條の二又は附則第四條第三項の規定によつて徴収される所得税額、同法第三條の二第二項に規定する利子所得又は同法第八條の五第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十一條の十二第一項の規定によつて徴収される所得税額並びに」を削る。

第七十二條の十四第一項ただし書中「第四十二條の二」を削る。
第二百九十二條第一項第四号中「及び租税特別措置法第四十一條の十二第四項において読み替えて適用する場合」と及び「租税特別措置法第四十一條の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む」を削り、「第四十二條の三」を「第四十二條の二」に改める。

第三百十四條の八第四項ただし書中「租税特別措置法第三條、第八條の二又は附則第四條第三項の規定によつて徴収される所得税額、同法第三條の二第二項に規定する利子所得又は同法第八條の五第一項に規定する配当所得に係る所得税額及び同法第四十一條の十二第一項の規定によつて徴収される所得税額並びに」を削る。

附則第四條第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。
附則第三十三條の二第一項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十八」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の三十四・一」を「千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十二」を「百分の六十七」に、「七百万円を超える部分の金額については、百分の六十」を「千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の五十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額

については百分の五十一、十億円を超える部分の金額については百分の四十五」に改め、同条第三項第二号中「七百万円」を「千万円」に、「百分の四十」を「当該達するまでの金額のうち当該加算した金額が一億円以下の部分の金額については百分の三十七、一億円を超え十億円以下の部分の金額については百分の四十二、十億円を超える部分の金額については百分の四十七」に改める。

附則第三十四條第一項第二号ロ中「二分の一」とあるのを「四分の三」を「合計額の二分の一に相当する金額」とあるのを「合計額(昭和五十三年分の所得税については、合計額の四分の三に相当する金額)」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第十四條 前条の規定による改正後の地方税法第三十七條の三第四項ただし書、第三百十四條の八第四項ただし書、附則第四條、附則第三十三條の二及び附則第三十四條第一項の規定は、昭和五十四年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から適用し、昭和五十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

理由

税制における負担の適正化を推進するため、個人の利子、配当課税の特別措置、支払配当に充てた法人所得の軽減措置、資本金額等が一億円を超える法人に係る特定設備等の特別償却制度及び価格変動準備金等の準備金制度並びに社会保険診療報酬課税の特例を廃止するとともに、個人の土地譲渡所得に対する重課及び法人の交際費に対する課税の強化を図るほか、住宅取得控除制度の適用対象を拡大し、中小法人に対し法人税の延納について特例を設け、政党その他政治団体に対する寄附金の損金算入を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油税法案
石油税法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 課税標準及び税率(第八条・第九条)
- 第三章 免税及び税額控除等(第十条―第十二条)
- 第四章 申告及び納付等(第十三条―第十八条)
- 第五章 雑則(第十九条―第二十三条)
- 第六章 罰則(第二十四条―第二十七条)
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、石油税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他石油税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 原油 開税定率(法明治四十四年法律第五十四号)別表第二七・〇九号に掲げる石油及び圧縮油をいう。

二 石油製品 開税定率法別表第二七・一〇号に掲げる石油及び圧縮油並びに石油又は圧縮油の調製品(外国から本邦に到着したものに限る)をいう。

三 保税地域 開税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。

(課税物件)

第三条 原油及び石油製品には、この法律により、石油税を課する。

(納税義務者)

第四条 原油の採取者は、その採取場から移出した原油につき、石油税を納める義務がある。

2 原油又は石油製品(以下「原油等」という。)を保税地域から引き取る者は、その引き取る原油等につき、石油税を納める義務がある。

(移出又は引取り等とみなす場合)

第五条 原油の採取場において原油が消費される場合には、当該採取場がその消費の時に当該原油をその採取場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該採取者の責めに帰することができない場合には、その消費者を原油の採取者とみなし、当該消費者が消費の時に当該原油をその採取場から移出したものとみなして、この法律(第十三条、第十六条第一項、第二十条及び第二十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

2 保税地域において原油等が消費される場合には、その消費者が消費の時に当該原油等をその保税地域から引き取るものとみなす。

3 原油の採取場に現存する原油が滞納処分(その例による処分を含む)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該採取者がその換価の時に当該原油をその採取場から移出したものとみなす。

4 原油の採取者がその採取を廃止した場合において、原油がその採取場に現存するときは、当該採取者がその採取を廃止した日に当該原油を当該採取場から移出したものとみなす。ただし、当該採取者が、政令で定めるところにより、その採取場であつた場所(第七条第一項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る原油については、その承認をした税務署長の指定する期間、その採取場であつた場所をなお原油の採取場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該原油がその場所に現存するときは、当該採取者がその日の前日に当該原油を当該採取場から移出したものとみなす。

(採取者とみなす場合)

第六条 原油の採取者又は販売業者が、労務、資

金その他原油の採取に必要なものを供給して原油の採取を委託する場合には、当該委託をした者(以下「委託者」という。)が当該委託を受けた者(以下「受託者」という。)の採取した原油で当該委託に係るものを採取したものとする。

2 原油が原油の採取場から移出された場合において、その移出につき、当該採取者の責めに帰することができないときは、当該原油を移出した者を原油の採取者とみなして、この法律(第十三条、第十六条第一項、第二十条及び第二十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

(納税地)

第七条 採取場から移出された原油に係る石油税の納税地は、当該採取場の所在地とする。ただし、政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた場所とする。

2 保税地域から引き取られる原油等に係る石油税の納税地は、当該保税地域の所在地とする。ただし、第十五条第一項の規定による国税庁長官の承認を受けたときは、その承認の際に指定を受けた場所とする。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準)

第八条 石油税の課税標準は、次に掲げる金額とする。

一 原油の採取者がその採取場から移出した原油については、その原油の採取者が、当該原油を当該移出の時に通常卸取引数量により、かつ、通常の卸取引形態により、その採取場で行うと否とを問わず、あらゆる購入者に対して自由に販売するため提供したものとした場合における当該原油の販売価格に相当する金額

二 保税地域から引き取られる原油については、当該原油につき開税定率法第四条(課税価格)の規定に準じて算出した価格に当該原油に係る関税の額に相当する金額を加算した金額

三 保税地域から引き取られる石油製品については、当該石油製品につき開税定率法第四条の規定に準じて算出した価格に当該石油製品に係る関税の額に相当する金額を加算した金額に、当該石油製品が本邦において関税納付済み原油から製造されたとした場合における当該製造がされた製品の価格に含まれる関税納付済み原油の価格の当該製品の価格に対する割合に相当するものとして政令で定める割合を乗じて算出した金額

2 前項第一号に掲げる販売価格に相当する金額は、当該原油に課されるべき石油税額に相当する金額を除いたものとする。

3 前二項に規定するもののほか、第一項に規定する金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(税率)

第九条 石油税の税率は、百分の三・五とする。

第三章 免税及び税額控除等

(未納税移出)

第十条 原油の採取者が次の各号に掲げる原油をその採取場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係る石油税を免除する。

一 輸出入業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者)で常時物品の輸出入を行うもの(以下「輸出入業者」という。)が輸出するための原油 当該原油の蔵置場

二 前号に掲げる原油以外の原油で、その採取場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該原油を他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該採取場(第七条第一項ただし書の承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所

2 前項の規定は、同項の移出をした原油の採取者が、当該移出をした日の属する月分に係る第

十三条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該原油が前項各号に掲げる原油に該当すること及び当該原油が当該各号に掲げる場所に移入されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 原油の採取者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該予定日

二 原油の採取者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。当該税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした原油を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもちて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第二号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき石油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

6 第一項の規定に該当する原油（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該原油を同項各号に掲げる場所に移入した者が原油の採取者でないときは、これを

原油の採取者とみなし、当該場所が原油の採取場でないときは、これを原油の採取場とみなす。

7 第一項の規定に該当する原油を同項各号に掲げる場所に移入した者は、当該原油の移入の目的（当該原油が同項第二号に掲げる原油であるときは、その移入の理由）、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に、その移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する原油を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該原油を他の原油と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。（輸出免税）

第十一条 原油の採取者が輸出する目的で原油をその採取場から移出する場合には、当該移出に係る石油税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした原油の採取者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該原油が輸出されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

（戻入れの場合の石油税の控除等）

第十二条 原油の採取者がその採取場から移出した原油を当該採取場に戻し入れた場合には、当該原油の戻入れのためにする他の採取場からの移出につき第十条第一項の適用があつた場合を

除き、政令で定めるところにより、当該採取者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に次項において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる石油税額から当該原油につき当該採取場からの移出により納付された、又は納付されるべき石油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第四項において同じ。）に相当する金額を控除する。

2 原油の採取者が他の原油の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油を原油の採取場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該原油をその移入した採取場から更に移出したときは、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額から当該原油につき当該他の採取場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき石油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3 前二項の場合において、これらの項の規定による控除を受けるべき月分に係る次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

4 原油の採取者がその採取場から移出した原油

を、その採取を廃止した後（第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後）当該採取場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該採取場であつた場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該原油を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 前各項の規定による控除又は還付を受けようとする原油の採取者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

6 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により石油の採取場における原油の採取業を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該採取場から移出された原油を当該採取場に戻し入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

7 前項の規定は、法人が合併により原油の採取場における原油の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替へるものとする。

8 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

- 一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限
- 二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日
- 第四章 申告及び納付等
- (移出に係る原油についての課税標準及び税額の申告)
- 第十三条 原油の採取者は、毎月(採取場からの移出がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
 - 一 その月中において採取場から移出した原油の数量及び課税標準たる金額
 - 二 第十條若しくは第十一條又は他の法律の規定による石油税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする原油の数量及び課税標準たる金額
 - 三 第一号に掲げる課税標準たる金額から、前号に掲げる課税標準たる金額を控除した金額(以下この項において「課税標準額」という。)
 - 四 課税標準額に対する石油税額
 - 五 前条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油税額(前号に掲げる石油税額のうち、既に確定したものを含む。)
 - 六 第四号に掲げる石油税額から前号に掲げる石油税額を控除した金額に相当する石油税額
 - 七 第四号に掲げる石油税額から第五号に掲げる石油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 前条第一項若しくは第四項の戻入れをした者又は同条第二項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第二項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受

- けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れ又は移入をした場所(第七條第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。
- 3 第一項の規定は、他の法律の規定により所轄税務署長の承認を受けて石油税を免除された原油については、適用しない。
 - (引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等)
 - 第十四条 関税法第六條の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される原油等を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。
 - 一 当該保税地域から引き取ろうとする原油等の数量及び課税標準たる金額(以下この項において「課税標準額」という。)
 - 二 課税標準額に対する石油税額
 - 三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油税額
 - 四 第二号に掲げる石油税額から前号に掲げる石油税額を控除した金額に相当する石油税額
 - 五 第二号に掲げる石油税額から第三号に掲げる石油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額
 - 六 その他参考となるべき事項
 - 2 関税法第六條の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される原油等を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油税を免除されるべき場合を除き、その引き取る原油等に係る前項第一号に掲げる事項その他の政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- (引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)
- 第十五条 関税法第六條の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される原油等を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定める者に該当する者は、政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けた場合には、次項の規定による申告書をもって前条第一項の規定による申告書に代えることができる。
 - 2 前項の国税庁長官の承認を受けた者は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後は、毎月(同項に規定する原油等の保税地域からの引取りがない月及び引取りに係る原油等の全部につき石油税を免除されるべき月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その承認の際に指定を受けた場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。
 - 一 その月中において保税地域から引き取った原油等(当該引取りに係る石油税を免除されるべきものを除く)の数量及び課税標準たる金額(以下この項において「課税標準額」という。)
 - 二 課税標準額に対する石油税額
 - 三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油税額
 - 四 第二号に掲げる石油税額から前号に掲げる石油税額を控除した金額に相当する石油税額
 - 五 第二号に掲げる石油税額から第三号に掲げる石油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額
 - 六 その他参考となるべき事項
 - 3 第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者が次のいずれかに該当するときは、国税庁長官は、その承認をしないことができる。
 - 一 次項の規定による取消しの通知を受けた日

- 又は第五項の届出書の提出があつた日以後一年以内に当該承認の申請をしたものであるとき。
- 二 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であるときその他石油税の保全上不適当と認められる事情があるとき。
- 4 国税庁長官は、第一項の承認を受け者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。
 - 一 六月以上引き続き第一項に規定する原油等の保税地域からの引取りがないとき。
 - 二 前項第二号に該当する事情があるとき。
 - 三 石油税につき国税通則法第十七條第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められるとき。
 - 四 石油税につき国税通則法第十九條第三項(修正申告)に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四條(更正)の規定による更正があつた場合において、その修正申告又は更正に基づき同法第三十五條第二項(期限後申告書等による納付)の規定により納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちに当該修正申告又は更正前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由がないと認められるものがあるとき。
 - 5 第一項の承認を受けている者は、同項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を国税庁長官に届け出るものとする。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日の属する月の翌月以後においては、その承認は、その効力を失ふものとする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。(移出に係る原油についての石油税の期限内申

告による納付等)

第十六条 第十三条第一項の規定による申告書を提出した原油の採取者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げる石油税額に相当する石油税を、国に納付しなければならない。

2 第五条第一項ただし書又は第六条第二項の規定に該当する原油に係る石油税は、これらの規定に規定する原油の採取場の所在地を所轄する税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

(引取りに係る原油等についての石油税の納付等)

第十七条 第十四条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る原油等を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額に相当する石油税を、国に納付しなければならない。

2 保税地域から引き取られる第十四条第二項に規定する原油等に係る石油税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの際徴収する。

3 第十五条第二項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額に相当する石油税を、国に納付しなければならない。

(納期限の延長)

第十八条 原油の採取者が、第十三条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十六条第一項の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十三条第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した同項第六号に掲げる石油税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油税の納期限を延長することができる。

2 原油等を保税地域から引き取りとする者

が、第十四条第一項の規定による申告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、三月以内、当該担保の額に相当する石油税の納期限を延長することができる。

3 原油等を保税地域から引き取る者で第十五条第一項の国税庁長官の承認を受けたものが、同条第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、前条第三項の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十五条第二項の税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油税の納期限を延長することができる。

第五章 雑則

(保全担保)

第十九条 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、石油税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、原油の採取者又は原油等を保税地域から引き取る者に対し、金額及び期間を指定して、石油税につき担保の提供を命ずることができる。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

(採取の開廃等の申告)

第二十条 原油を採取しようとする者(受託者にならうとする者を含む、委託者にならうとする者を除く)は、その採取場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該採取場(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。原油の採取者(受託者を含む、委託者を除く。次項

において同じ)がその採取を廃止し、又は休止しようとする場合も、また同様とする。

2 原油の採取者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に申告しなければならない。

3 原油の採取につき委託者にならうとする者は、あらかじめ、原油の採取の委託をする旨その他政令で定める事項を書面で受託者の採取場(当該委託者が第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

4 原油の採取者について相続があつた場合において、当該相続により原油の採取業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その原油の採取場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該原油の採取場(当該相続に係る被相続人が第七条第一項ただし書の承認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるときにあつては、その承認を受ける場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

5 前項の規定は、法人が合併により原油の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と、「当該相続に係る相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替へるものとする。

(記帳義務)

第二十一条 原油の採取者若しくは販売業者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるものの又は第十五条第一項の承認を受けている者は、政令で定めるところにより、原油の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費若しくは販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第二十二条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十三条第一項又は第十五条第二項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(当該職員の特権)

第二十三条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という)は、石油税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 第二十一条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する原油等、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 原油等を保税地域から引き取る者(第十五条第一項の承認を受けている者を除く)に対して質問し、その引き取る原油等を検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する原油等又は前号に規定する原油等について必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の原油等を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、石油税に関する調査について必要がある場合には、第二十一条に規定する者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む)に対して、その団体の原油の採取又は原油等の取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に関

しては、第四条及び第十三条から第十七条までの規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

第六章 罰則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により石油税を免かれ、又は免かれようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十二条第三項又は第四項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る原油等に対する石油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該石油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第二項の規定による申告書の提出を怠つた者

二 第十四条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

二 第二十条第一項から第三項まで又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申告を怠り、又は偽つた者

三 第二十一条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 第二十三条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十四条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して昭和五十三年六月一日以後に原油の採取場から移出される原油及び保税地域から引き取られる原油等に対する石油税について適用する。

（採取の開始等の申告に係る経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に原油の採取をしている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から一月以内に、原油の採取場ごとに、原油の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該原油の採取場（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

2 施行日前から引き続き原油の採取の委託を受けている者で、第六条第一項の規定により原油を採取したものとなされる者は、施行日から一月以内に、原油を採取したものとなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該原油の採取場（当該委託をする者が第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

3 前二項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日において第二十条第一項前段又は第三項の規定による申告をした者とみなす。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で施行日から一月以内に第一項の採取を廃止し、又は第二項の委託をしないこととなるものについては、適用しない。

5 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第三条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「石油ガス若しくはトランプ類の製造者（石油ガスについては、石油ガスの充てん者。以下この条において同じ。）又は販売業者が販売のために所持するこれらの物（販売する砂糖、糖みつ又は糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ又は糖水）を「石油ガス、原油若しくはトランプ類の製造者（石油ガスについては石油ガスの充てん者とし、原油については原油の採取者とする。以下この条において同じ。）又は販売業者（石油製品の販売業者を含む。以下この条において同じ。）が販売のために所持するこれらの物（販売する砂糖、糖みつ若しくは糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ若しくは糖水又は石油製品に改め、「石油ガス税」の下に、「石油税」を加え、「因り」を「よ」に、「当該酒類」を「当該災害」により「損失、滅失し、又はその本来の用途に供することができな状態になつた酒類」に、「石油ガス若しくはトランプ類（以下「石油ガス、原油若しくは石油製品若しくはトランプ類（以下「石油製品若しくはトランプ類（以下に改め、同条第二項中「石油ガス

税法第十五条第一項、第三項若しくは第五項の下に、「石油税法第十二条第一項若しくは第四項」を加える。

（相続税法の一部改正）

第四条 相続税法昭和二十五年法律第七十三号の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「航空機燃料税」の下に、「石油税」を加える。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）」の下に、「石油税法（昭和五十三年法律第十号）」を加える。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（石油税法の特例）

第十条の三 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて原油の採取場から移出する石油税法に規定する原油で次に掲げるものについては、政令で定める手続により、石油税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの

二 個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をするために消費するもの

2 第九条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた原油で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。

第十一條第一項中「前三條」を「第九條から前條まで」に、「又は石油ガス税」を「石油ガス税又は石油税に」、「又は課税石油ガス」を「課税石油ガス又は原油」に改め、「第十條第一項各号」の下に、「第十條の第二項各号」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同條第二項中「又は課税石油ガス」を「課税石油ガス又は原油」に改め、「第十條第一項各号」の下に、「第十條の第二項各号」を加え、「第十條第一項」を「第十條第一項又は前條第一項」を「第十條第一項、第十條の第二項又は前條第一項」に、「又は石油ガス税額」を「石油ガス税額又は石油税額に」、「地方道路税又は石油ガス税」を「地方道路税、石油ガス税又は石油税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第六條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二號)の一部を次のように改正する。

第一條中「石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六號)」の下に、「石油税法(昭和五十三年法律第 号)」を加える。

第七條中「並びに石油ガス税」を「石油ガス税並びに石油税に」、「但し」を「ただし」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第七條 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二號)の一部を次のように改正する。

第九條中「石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六號)」の下に、「石油税法(昭和五十三年法律第 号)」を加える。

第八條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第一類第五号 大藏委員會議錄第十三号 昭和五十三年三月十五日

衛援助協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二號)の一部を次のように改正する。

第一條中「並びに石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六號)」を「石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六號)並びに石油税法(昭和五十三年法律第 号)」に改める。

第二條中「若しくは石油ガス税」を「石油ガス税若しくは石油税に」、「石油ガスの充てん場」を「石油ガスの充てん場とし、原油については原油の採取場とする」に、「引取」を「引取り」に、「但し」を「ただし」に、「左に」を「次に」に改める。

第四條第二項中「及び石油ガス税法」を「石油ガス税法及び石油税法」に、「引取」を「引取り」に改める。

第五條第一項中「地方道路税又は石油ガス税」を「地方道路税、石油ガス税又は石油税に」、「石油ガスの充てん場」を「石油ガスの充てん場とし、原油については原油の採取場とする」に、「又は石油ガス税法」を「石油ガス税法又は石油税法に」、「但し」を「ただし」に改め、同條第二項中「地方道路税法又は石油ガス税法」を「地方道路税法、石油ガス税法又は石油税法に」、「又は石油ガス税法」を「石油ガス税法又は石油税法に」、「又は石油ガス税」を「石油ガス税又は石油税に」に改める。

(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九條 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九號)の一部を次のように改正する。

第一條中「石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六號)」の下に、「石油税法(昭和五十三年法律第 号)」を加える。

第三條第一項中「石油ガス税法」の下に「石油税法」を加え、同條第二項中「又は第十條の第二項第一号」を「第十條の第二項第一号又は第十條の第三項第一号に」、「又は石油ガス税」を「石油ガス税又は石油税に」、「又は課税石油ガス」を「課税石油ガス又は原油に」、「又は石油ガス」を「課税石油ガス又は原油に」、「又は石油ガス」を「課税石油ガス又は原油に」に改め、同條第十條の第二項を「第十條の第二項又は第十條の第三項」に改める。

第四條中「石油ガス税法」の下に「石油税法」を加える。

税法」を加え、同條第二項中「又は第十條の第二項第一号」を「第十條の第二項第一号又は第十條の第三項第一号に」、「又は石油ガス税」を「石油ガス税又は石油税に」、「又は課税石油ガス」を「課税石油ガス又は原油に」、「又は石油ガス」を「課税石油ガス又は原油に」に改め、同條第十條の第二項を「第十條の第二項又は第十條の第三項」に改める。

第四條中「石油ガス税法」の下に「石油税法」を加える。

(輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律の一部改正)

第十條 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律(昭和三十三年法律第三十七號)の一部を次のように改正する。

第一條中「石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六號)」の下に、「石油税法(昭和五十三年法律第 号)」を加える。

第二條第一号中「石油ガス税」の下に「石油税」を加え、同條第二号中「課税石油ガス」の下に「石油税法第三條(課稅物件)に規定する原油若しくは石油製品」を加える。

第三條第二号中「第十六條第四項」を「第十六條第五項、第六項若しくは第七項」に改める。

第六條第一項中「酒稅法等の規定の下に」(「石油税法第十五條第二項(引取りに係る原油等)についての課稅標準及び稅額の申告の特例)の規定を除く)を加える。

第十二條第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同條第四項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 關稅法第二十三條第一項の規定による承認を受けて外國貨物である石油税法第三條(課稅物件)に規定する原油又は石油製品第十六條において「原油等」というを同項に規定する船用品又は機用品として本邦の船舶又は航空機に積み込むため保稅地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る石油税を免除する。

第十六條第一項中「第三項において同じ」を「次項、第四項及び第六項において同じ」に改め、同條第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第六項中「第一項」を「第一項又は第二項」に、「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第五項中「第一項」を「第一項又は第二項」に、「同項」を「これらの項に改め、同項を同條第八項とし、同條第四項を同條第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で次項の規定の適用を受けるもの以外のものを保稅地域から引き取り、又は保稅地域において消費(保稅工場における保稅作業による原料としての消費を除く)をする場合には、当該製品を引き取る者又は当該消費をする者が、その引取り又は当該消費の時に、当該製品の原料として消費した原油等を保稅地域から引き取るものとみなして、石油税法及びこの法律の規定を適用する。ただし、当該製品が、第二項後段の規定により石油税法第三條に規定する石油製品とみなされるものであり、かつ、第十二條第一項から第三項まで、第十三條第一項又は政令で定める他の法律の規定により石油税の免除を受けて保稅地域から引き取られるためのものである場合には、この限りでない。

7 第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で關稅法第五十八條の二(納稅申告の特例)の規定の適用を受けるものについては、同條の保稅工場の許可を受けた者が、同條の規定による輸入の許可を受ける時に、当該製品の原料として消費した原油等を保稅地域から引き取るものとみなして、石油税法及びこの法律の規定を適用する。第十六條第三項を同條第四項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 保稅工場における保稅作業により、原油等

を製品の原料として消費する場合には、石油税法第五條第二項(引取りとみなす場合)の規定は、適用しない。この場合において、当該原油等を原料として製造された製品が関税定率法別表第二七・一〇号に掲げる石油及び歴青油並びに石油又は歴青油の調製品に該当するときは、当該製品を石油税法第三條(課税物件)に規定する石油製品とみなして、石油税法及びこの法律の規定を適用する。

第十六條に次の一項を加える。

11 第五項から第七項までの規定により保税地域から引き取るものとみなされる課税物品又は原油等に係る課税標準の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十條中「第十六條第三項」を「第十六條第四項」に、「行なわれたを」を「行われた」に改める。

第二十二條第一項中「第十六條第一項」を「第十六條第二項又は第二項」に、「同條第二項」を「同條第三項」に、「同條第三項」を「同條第四項」に改める。

第二十三條第一項中「第十六條第三項」を「第十六條第四項」に改める。

第二十四條第一号中「第十六條第五項」を「第十六條第八項」に改め、同條第二号中「第十六條第六項」を「第十六條第九項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十一條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十九條」を「第八十八條の五」に、「第三節の二 自動車重量税法の特例(第九十條の三・第九十條の五)」を「第三節の二 石油税法の特例(第九十條の三・第九十條の四) 重量税法の特例(第九十條の五・第九十條の七)」に、「第九十條の六」を「第九十條の八」に改める。

第一條中「地方道路税」の下に、「石油税」を、「地方道路税法(昭和三十三年法律第四号)」の下に、「石油税法(昭和五十三年法律第 号)」を

加える。

第二條第三項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第六條第三節中第八十九條の前に次の一條を加える。

(用語の意義)

第八十八條の五 この節において「揮発油」とは、揮発油税法第二條第一項に規定する揮発油(同法第六條の規定により揮発油とみなされる物を含む)をいう。

第九十條の八を第九十條の十とし、第九十條の七を第九十條の九とし、第九十條の六第四項中「第九十條の八第一項」を「第九十條の十第一項」に改め、同條を第九十條の八とし、第六條第三節の二を同條第三節の三とし、第九十條の五を第九十條の七とし、第九十條の四を第九十條の六とし、第九十條の三を第九十條の五とし、同條第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 石油税法の特例
(引取りに係る石油製品の免税)
第九十條の三 石油税法第三條に規定する石油製品のうち、次の各号に掲げるものを、保税地域から引き取るうとする場合において、当該引き取るうとする者が政令で定める手続により、昭和五十四年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品を引き取るときは、当該引取りに係る石油税を免除する。

一 関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)別表第一第二七・一〇号の一の(一)のCの(b)の(i)に掲げる揮発油(ガス事業法第二條第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するものを除く。)

二 関税暫定措置法別表第一第二七・一〇号の一の四のAの(2)の(i)に掲げる重油及び粗油の一項の規定の適用を受けた石油製品は、同項の承認を受けて当該石油製品を引き取った日から二年以内に、当該免除に係る用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途

に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の石油製品を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該石油製品について第一項の規定により免除を受けた額の石油税を直ちに徴収する。

第九十條の四 前條第二項の規定に違反して同項の石油製品を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者は、十萬円以下の罰金又は科料に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第九十二條中「第九十條の六第四項」を「第九十條の八第四項」に、「第九十條の七第一項」を「第九十條の九第一項」に、「第九十條の八第一項」を「第九十條の十第一項」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第十二條 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「石油ガス税」の下に、「石油税」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第十三條 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「石油ガス税」の下に、「石油税」を加える。

第十五條第二項第六号中「石油ガスの充てん場とする」を「石油ガスの充てん場とし、石油税については原油の採取場とする」に改める。

第四十六條第一項各号別記以外の部分中「国

税局長又は税務署長」を「税務署長(第四十三條第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四條第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行う場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。)」に改め、同項第一号イ中「ものを除く」を「ものにあつては、石油税法(昭和五十三年法律第 号)第十七條第三項(引取りに係る原油等についての石油税の納付)の規定により納付すべき石油税に限る」に改め、同條第二項中「税務署長第四十三條第一項ただし書若しくは第三項又は第四十四條第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行なう場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。)」を「税務署長等」に改める。

第六十條第二項中「消費税」を「消費税(石油税法第十七條第三項(引取りに係る原油等についての石油税の納付)の規定により納付すべき石油税を除く。)」に改める。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第十四條 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一條中「石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)」の下に、「石油税法(昭和五十三年法律第 号)」を加える。

理由

今次の税制改正の一環として、今後における石油対策の充実の要請を考慮し、新たに原油等に対し課税することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。